

新潟大学

目 次

| | | |
|-------|--------------------------------|----------|
| I | 認証評価結果 | 2-(9)-3 |
| II | 基準ごとの評価 | 2-(9)-4 |
| | 基準1 大学の目的 | 2-(9)-4 |
| | 基準2 教育研究組織 | 2-(9)-5 |
| | 基準3 教員及び教育支援者 | 2-(9)-9 |
| | 基準4 学生の受入 | 2-(9)-14 |
| | 基準5 教育内容及び方法 | 2-(9)-18 |
| | 基準6 学習成果 | 2-(9)-31 |
| | 基準7 施設・設備及び学生支援 | 2-(9)-34 |
| | 基準8 教育の内部質保証システム | 2-(9)-42 |
| | 基準9 財務基盤及び管理運営 | 2-(9)-46 |
| | 基準10 教育情報等の公表 | 2-(9)-52 |
| <参 考> | | 2-(9)-55 |
| | i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 2-(9)-57 |
| | ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 2-(9)-58 |
| | iii 自己評価書等 | 2-(9)-60 |

I 認証評価結果

新潟大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学教員、看護職員、事務職員などの全職種において個人評価を毎年実施し、評価結果を重要な参考資料として、勤勉手当の成績率決定に用いている。
- 学部・学科などの教育課程を42の主専攻プログラムとして再編成し、プログラムごとにシラバスを作成するとともに、到達目標及びプログラムを通して獲得が期待される態度・姿勢を明確にすることにより、学生の習得すべき学習成果を主体とした教育体制を整備している。
- 大学院GPなどに採択された「食づくり実践型農と食のスペシャリスト養成」「プロジェクト所属による大学院教育の実質化」「‘気づく’を育て伸ばす臨床キャリア開発」などについては、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「“ソフトな財＝経験”による若手人材育成」「大学院高度化教育に向けたグローバルサーカスの活用」「口腔保健医療に対応した国際イニシアティブ人材育成プログラム」「新潟大学グローバル人材育成推進事業」を実施している。
- 増築拡充された中央図書館のラーニング・コモンズにおいて、外国語の自主学習をサポートするFL-SALCコーナーでは、「英語学習カウンセリング」「英語・初修外国語チャット」などのさまざまな外国語学習プログラムの人的サポートを行っている。
- キャリアセンターにおける初年次からのキャリア意識形成支援、キャリアコンサルタントによる就職相談などを積極的に行い、就職率を高い水準に保っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第1条に、大学の目的を「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする」と規定している。さらに、第2期中期目標において、基本的な目標として「自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて、地域や世界の着実な発展に貢献することを、全学の目的とする」と定め、学士課程では「総合的な教養教育と専門教育の融合を行い、幅広い職業人を養成する」ことを目標としている。また、学則第4条第3項に従い、学部ごとの目的については、各学部規程で規定しており、これに加え、学科又は課程の理念・目的などは大学案内やウェブサイトなどに示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院学則第2条に、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする」と規定し、さらに各課程の目的も規定している。加えて、第2期中期目標において、基本的な目標としてその理念・目的を定め、「大学院において時代の要求に即応することのできる、より進んだ学際的な教育と研究を行い、高度の専門的職業人を養成する」ことを目標としている。また、大学院学則第2条第4項に従い、研究科及び専攻ごとの目的については、各研究科規程で規定している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

| |
|--------------------|
| 基準 2 教育研究組織 |
|--------------------|

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|

学士課程の目的を達成するための教育組織の構成は、次のとおりである。

- ・人文学部（1学科：人文学科）
- ・教育学部（5課程：学校教員養成課程、学習社会ネットワーク課程、生活科学課程、健康スポーツ科学課程、芸術環境創造課程）
- ・法学部（1学科：法学科）
- ・経済学部（2学科：経済学科、経営学科）
- ・理学部（6学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地質科学科、自然環境科学科）
- ・医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・歯学部（2学科：歯学科、口腔生命福祉学科）
- ・工学部（7学科：機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、福祉人間工学科、化学システム工学科、建設学科、機能材料工学科）
- ・農学部（3学科：農業生産科学科、応用生物化学科、生産環境科学科）

このうち、経済学部には昼間コースと夜間主コースを置いている。

なお、平成 20 年度に、今後の教員需要の高まりや生涯学習に対するニーズなどを踏まえ、教員養成機能を総合的・抜本的に強化するため、教育人間科学部を教育学部に改組し、平成 22 年度に、現代社会の要請に応える新しい教育体制を構築するため、人文学部を 3 課程から 1 学科（人文学科）に改編している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- | |
|-----------------------------------|
| <p>2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。</p> |
|-----------------------------------|

当該大学では、平成 16 年度に、従来型の教養科目と専門科目との区分を廃して全学科目とし、原則として全学生を対象に開講するものと位置付け、平成 17 年度に、各授業科目にその分野と水準を表すコードを付す分野・水準表示法と複線型履修を可能とする副専攻プログラムを導入している。これにあわせ、各学部の教育目的の達成に必要な全学科目の企画・実施体制を整備するとともに、これらの制度の運営や教養教育と専門教育との有機的な連携を目指すため、教育担当理事を長とする全学教育機構を設置している。そして、平成 21 年度に、従来の学部・学科の専門分野における教育を中心とした教育課程を、専門領域と教養領域をあわせた人材育成目標を掲げた主専攻プログラムとして再編している。

さらに、平成 22 年 4 月に、学生を入学から卒業まで一貫してサポートする体制を整備するため、従来

の全学教育機構を基盤とし、入学センター及びキャリアセンターを統合して、6つのセンターを傘下に持つ教育・学生支援機構を新たに設置している。機構には、機構長（教育担当理事）、副機構長（学生支援・就職支援担当副学長、学務担当副学長）、各センター長、専任教員を置くとともに、協力教員を置いている。また、機構の下には、各主専攻プログラム担当教員、各研究科担当教員及び機構教員から構成される教育・学生支援調整会議を設置し、学士課程教育に関わる諸問題について調整を図っている。

全学科目の開設に当たっては、授業科目の開設に関する規程に従い、以下の手順をとっている。

「①学部はその教育に必要な授業科目（教養教育及び専門教育に関する授業科目）開設を機構に要請する。②機構は学部等から要請された授業科目に全学的観点で必要と思われる授業科目を加え、開設授業科目リストを作成する。③そのリストに基づき、機構は教育研究院に対して、授業担当者の派遣を要請し、授業担当者を得て、開設授業科目を全学に公示する。」

授業科目の開設及び授業科目の分野・水準コードに関する業務は、機構の下に置かれた教育支援センターの教育実施部門が全学的観点の下に行っている。また、具体的な授業科目開設の際には、授業科目区分に即した部会を設置し、教育実施部門の下に置かれた部会代表者・委員会議で授業科目の質と量について全学的調整を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程の目的を達成するための教育組織の構成は、次のとおりである。

- ・教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻）
- ・現代社会文化研究科（博士前期課程4専攻：現代文化専攻、社会文化専攻、法政社会専攻、経済経営専攻）、（博士後期課程3専攻：人間形成研究専攻、共生文化研究専攻、共生社会研究専攻）
- ・自然科学研究科（博士前期課程5専攻：数理工学専攻、材料生産システム専攻、電気情報工学専攻、生命・食料科学専攻、環境科学専攻）、（博士後期課程5専攻：数理工学専攻、材料生産システム専攻、電気情報工学専攻、生命・食料科学専攻、環境科学専攻）
- ・保健学研究科（博士前期課程1専攻：保健学専攻）、（博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・医歯学総合研究科（修士課程1専攻：医科学専攻）、（博士前期課程1専攻：口腔生命福祉学専攻）、（博士課程4専攻：分子細胞医学専攻、生体機能調節医学専攻、地域疾病制御医学専攻、口腔生命科学専攻）、（博士後期課程1専攻：口腔生命福祉学専攻）
- ・技術経営研究科（専門職学位課程1専攻：技術経営専攻）
- ・実務法学研究科（専門職学位課程1専攻：実務法学専攻）

現代社会文化研究科、自然科学研究科、医歯学総合研究科は、複数学部の上に設置した研究科である。このうち、自然科学研究科環境科学専攻に災害・復興科学研究所が、医歯学総合研究科医科学専攻、分子細胞医学専攻及び生体機能調節医学専攻に脳研究所が、それぞれ協力している。また、教育学研究科学校教育専攻に、現職教員を対象として1年で修了を可能とした教育実践開発コースを置いている。

なお、平成19年度に完成年次を迎えた歯学部口腔生命福祉学科を基盤とし、医歯学総合研究科に、口腔保健福祉分野では日本で初となる、口腔生命福祉学専攻（博士前期課程）を平成20年度に、口腔生命福祉学専攻（博士後期課程）を平成22年度に設置している。また、学士課程の教育プログラムを博士前期課程・後期課程のコースまで連続するものとするため平成22年度に自然科学研究科を、社会からの要請に応えるとともに教育研究の一層の充実を図るため平成24年度に現代社会文化研究科を、それぞれ改組してい

る。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、養護教諭を養成することを目的に、看護師資格を有する者又は取得見込みの者を対象とした、養護教諭一種免許状取得が可能な、1年制の課程である養護教諭特別別科（収容定員50人）を設置している。

これらのことから、別科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、医歯学総合病院、理学部附属臨海実験所、工学部附属工学力教育センター、農学部附属フィールド科学教育研究センター、教育学部附属学校、医歯学総合研究科附属腎研究施設、実務法学研究科附属地域法実務センター、自然科学系附置RIセンターを置き、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を設置している。

加えて、学長・理事の管理業務の支援、教育及び研究支援、社会貢献活動の支援などを目的に、各種のセンターなどを設置し、それらは、学長が直接指揮する組織として3本部（企画戦略本部、危機管理本部、保健管理本部）、担当理事が指揮する組織として4機構（教育・学生支援機構、研究推進機構、産学地域連携推進機構、学術情報基盤機構）から編成されている。

医歯学総合病院は医学部及び歯学部における臨床実習などの学生教育、理学部附属臨海実験所は理学部における臨海実習など、工学部附属工学力教育センターは工学部における工学教育プログラムの開発と実践、農学部附属フィールド科学教育研究センターは農学部における各種実習などを行っている。教育学部附属学校は、教育学部における教育実習及び教育学研究科における修士論文の研究指導などで協力している。また、脳研究所は医歯学総合研究科において、災害・復興科学研究所は自然科学研究科において、それぞれ教育研究活動に協力している。なお、理学部附属臨海実験所と農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーションは文部科学省教育関係共同利用拠点に、脳研究所は文部科学省共同利用・共同研究拠点にそれぞれ認定されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学則第34条に規定するとおり、教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会において審議している。教育研究評議会は、基本規則に基づき、学長、理事、各学系長、各学部長、各研究科長などから構成され、教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃、教育課程の編成、学生の入学、学位の授与などに関する方針その他について、おおむね月1回審議している。

学則第35条に定めるとおり、学部・研究科などに関する重要事項を審議するため、各学部には教授会を置き、大学院学則第10条に定めるとおり、各研究科には教授会（学部を基礎とする研究科にあっては研

究科委員会)を置いている。教授会は、教授会通則に基づき、教授を構成員(当該組織の定めるところにより、准教授その他の教員も構成員とすることができる)として、当該学部・研究科の教育課程の編成及び運営、学生の入学、学位の授与などの教育活動に関わる重要事項の審議を月1回以上定期的に行っている。また、教育研究院規則に基づき、学部及び研究科からの教育に係る要請に関する事項、教員の選考、予算などの学系の重要事項は、学系長、副学系長、当該学系に関係する学部長及び研究科長、学系から選出された教授などから構成される学系教授会議でおおむね月1回審議している。

全学的な教育に関わる課題を審議するため、学長、理事、各学系長、各学部長、各研究科長などで構成する大学教育委員会を設置している。また、教育・学生支援機構の下に、各主専攻プログラム担当教員の代表、各研究科担当教員の代表、機構長、副機構長、機構の各センター長などで構成する教育・学生支援調整会議を設置し、学士課程教育及び大学院課程教育に関わる諸事項についての連絡調整を行っている。最近の同会議では、主専攻プログラムの質的向上や新潟大学学士力アセスメントシステム(以下「NBA S」という。)の導入について議論している。さらに、平成23年度に、学士課程教育及び大学院課程教育に関する全学共通の基本的な課題を検討するため、教育担当理事、学生支援・就職支援担当副学長、学務担当副学長、各学系選出教員を構成員とする教育基本問題検討作業委員会を組織している。このほか、教育・学生支援機構教育支援センター教育実施部門の下の部会代表者・委員会が学士課程に関わる授業科目の開設についての諸調整を担っている。

各学部や研究科の教育課程の編成、学生の入学、卒業又は修了、休学・退学などの教育に関わる事項は各学部などの学務(教務)委員会などにおいて審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学では、教員組織編制に機動性を持たせるため、教育組織である学部学科などとは別に、教員の人事組織を教育研究院としている。また、全学教員定員については、学長を委員長とする全学教員定員調整委員会において一元的に管理運用している。

平成26年5月1日現在、1,116人の専任教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）を、その専門性に応じて、教育研究院人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系の3学系、2研究所、医歯学総合病院、3本部及び4機構に配置している。特に、教育研究の高度化・活性化、基盤運営部門の強化を図るため、第1期中期目標期間中に90の教員定員を流動化し、各学系が教員定員を拠出している。この流動定員を用いて、大学の将来計画を踏まえた人的資源の戦略的・効果的な再配分を行っている。

学部・研究科などの教育組織の運営については、教育研究院の教員に対して学部や研究科の担当発令をすることにより、各教員がどの教育組織を担当するかを明確にしている。

各学部には学部長、各研究科には研究科長を置き、学部・研究科を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たることとしている。また、学部長や研究科長を補佐するため、副学部長や副研究科長を置くこととしている。多くの学部・研究科では、副学部長や副研究科長を複数人置き、担当業務を分担させることにより、機動的な運営を行っている。このほか、学科長、専攻長などの責任者が定められ、それぞれの教育組織の運営を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 人文学部：専任64人（うち教授27人）、非常勤3人
- ・ 教育学部：専任102人（うち教授45人）、非常勤93人
- ・ 法学部：専任30人（うち教授11人）、非常勤9人
- ・ 経済学部：専任42人（うち教授12人）、非常勤6人

- ・ 理学部：専任 95 人（うち教授 40 人）、非常勤 31 人
- ・ 医学部：専任 192 人（うち教授 61 人）、非常勤 128 人
- ・ 歯学部：専任 93 人（うち教授 27 人）、非常勤 37 人
- ・ 工学部：専任 119 人（うち教授 54 人）、非常勤 79 人
- ・ 農学部：専任 67 人（うち教授 24 人）、非常勤 8 人

学士課程を担当する専任教員数については、医学部医学科において不足が見られるものの、医学部附属の医歯学総合病院に所属する教員が授業を担当しており、教育指導上、支障はない。その他の各学部及び学科においては、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

教育上主要と認める科目（必修科目及び選択必修科目）は、専任教員が担当することを原則としている。

教養教育に関する科目（Gコード科目）は、56.6%を専任の教授又は准教授が担当している。

外国語科目や情報リテラシー科目では半数以上の授業を非常勤講師が担当しているものの、専任教員と非常勤講師の連絡会及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を定期的に開催し、教育内容及び評価の平準化を図っている。

また、専門教育に関する科目のうち、教育上主要と認める科目の 88.7%を教授又は准教授が担当するとともに、演習、実験、実習を伴う授業科目では、助教が講義の担当又は補助をしている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 42 人
- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 136 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 65 人

〔博士前期課程〕

- ・ 現代社会文化研究科：研究指導教員 144 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 132 人（うち教授 120 人）、研究指導補助教員 159 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 41 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 12 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 現代社会文化研究科：研究指導教員 117 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 57 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 132 人（うち教授 120 人）、研究指導補助教員 157 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員：10 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 191 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 126 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 技術経営研究科：13 人（うち教授 10 人、実務家教員 9 人）
- ・ 実務法学研究科：17 人（うち教授 10 人、実務家教員 5 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するため、教員採用に当たって公募制をとることを原則として、年齢構成、性別構成に配慮するとともに、社会人、外国人教員の確保にも努めている。平成25年度における公募制採用者は99人、公募採用率は93.4%となっている。年齢構成に関しては、41～45歳(20.1%)をピークになだらかなバランスのとれた人口ピラミッドをなしている。女性教員の比率は、全学の総計で15.4%であるが、平成25年度の新規採用教員のうち16.0%が女性であり、増加傾向にある。外国人教員の比率は、全学の総計で2.5%であるが、科学技術振興機構の研究者人材データベースの活用などにより外国人教員の採用機会増大を図っており、年々増加している。

医歯学系の一部と脳研究所で任期制を導入しているほか、流動定員により配置したポスト、補助事業及び外部資金により配置した教員ポストなどを任期制とした結果、任期制ポストは増加し、任期制教員の在職者に占める割合は49.7%となっている。また、知的基盤及び後継研究者育成の環境整備と、優秀な人材獲得による研究者の活性化、教育研究のレベルアップを目的として、学系の一部及び研究推進機構超域学術院にテニュアトラック制度を導入し、文部科学省「平成21年度若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業」及び文部科学省「平成24年度科学技術人材育成費補助事業テニュアトラック普及・定着事業(機関選抜型)」の採択を受け、これまでに18人を採用している。

研究能力の向上に資することを目的として、一定期間海外の大学又は研究機関などで専門分野の調査研究を行う新潟大学在外研究制度を設けるとともに(平成25年度の実績は3人)、人文学部、教育学部、経済学部、工学部では学部独自のサバティカル制度を実施している(平成25年度の実績は6人)。

学内の全科目を対象にした学長教育賞を設け、特に優れた教育活動に対して全学的に評価する体制を整えている。また、学部独自の優秀教員評価制度として、教育学部教育賞、工学部教育賞や農学部教育賞による表彰も行われている。

女性研究者支援の取組として、平成19年度に女性研究者支援室を設置した後、平成20年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成事業」に採択された「キャンパスシッターによる育成・支援プラン」により、女性研究者の育成と女性研究者が研究を継続できる環境の整備を進めている。特に、子育て中の研究者がやむを得ず土・日・祝日にも研究に集中したいときに、所定の研修(講義1単位、学内での技術演習、学外での保育研修)を修了して学長から新大シッターの称号を付与された学生(平成20～25年度に131人を認定)が大学内のプレイルームで保育を行っている。さらに、男女共同参画を一層推進するため、平成23年度に女性研究者支援室を男女共同参画推進室に再編し、学長理事直属組織の企画戦略本部の一組織として整備するとともに、平成23年7月に新潟大学男女共同参画宣言を行っている。また、平成23年10月に次世代育成支援認定マーク「くるみん」を取得している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇任などの人事は、学系が担い、職員任免規程に則った任用基準をもとに管理・運用している。学系又は研究科などにおいて職位審査ガイドラインなどを定め、これに基づき、教員の採用などの審査を実施している。

教員の選考に際し、1次審査では、教育研究業績書や着任後の教育研究の抱負などの提出書類をもとに、学位の有無、教育経歴、担当科目などの教育内容と関連した研究活動の有無、研究業績などについて書面審査を行い、2次審査（面接）において教育研究の抱負や授業能力などを評価することにより、教育研究上の指導能力について評価を行っている。特に、大学院課程の担当の可否について、各学系で定めた主担当基準などに基つき審査している。また、一部の学部・研究科では、2次審査時に模擬授業を行い、現任教でのシラバス及び講義資料の提出を求めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、平成20年度より、大学教育職員、看護職員、事務職員その他の全職種において個人評価を毎年実施し、評価結果を勤勉手当の成績率決定の重要な参考資料としている。

教員に対する個人評価では、教育、研究、管理運営、社会貢献及び外部資金の5領域を中心に、各組織の実情に合わせた評価シートに基づき評価している。

また、任期制教員の再任審査では、当該任期期間中の教育、研究、管理運営、社会貢献などについて評価を行い、この結果をもとに再任の可否を決定している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学の事務組織は、教員の所属組織を従来の学部、研究科から教育研究院として3学系に改編したことを受けて、学務関係を含む学部等事務を学系事務部へと再編統合している。学務関係の事務組織として、事務局内に学生支援課、教務課、入試課、キャリア支援課、国際課からなる学務部と、各学系に事務室を置き、事務職員（158人（非常勤職員及び特任専門職員を含む。））を配置している。学務関係の事務職員は業務の効率化・合理化を進めつつ、キャリアコンサルタントなどの特任専門職員を採用している。また、実験などの教育活動の支援や補助などが必要な学部に技術職員（85人）を、附属図書館に図書系職員など（50人）を、それぞれ配置している。

教育補助者については、ティーチング・アシスタント取扱要項に従い、毎年900人前後のTAを採用し、講義、実験・実習、演習、フィールド型授業などの教育補助、課題研究における指導補助、履修指導補助などに活用しており、このうち、実験・演習や履修者の多い授業、導入教育科目に重点配置している。また、平成24年度より、入学直後の学生のために、学生によるピアサポートとして、施設、教室及び窓口の案内並びに学務情報システムの操作方法の支援業務を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学教育職員、看護職員、事務職員などの全職種において個人評価を毎年実施し、評価結果を重要

な参考資料として、勤勉手当の成績率決定に用いている。

- 子育て中の研究者がやむを得ず土・日・祝日にも研究に集中したいときに、所定の研修（講義1単位、学内での技術演習、学外での保育研修）を修了して学長から「新大シッター」の称号を付与された学生（平成20～25年度に131人を認定）が大学内のプレイルームで保育を行っている。

| |
|------------------|
| 基準4 学生の受入 |
|------------------|

| |
|--------------------------------------------------------------|
| 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。 |
|--------------------------------------------------------------|

| |
|----------------------------------|
| 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。 |
|----------------------------------|

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

| |
|------------------------------------------|
| 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。 |
|------------------------------------------|

入学者受入方針は、全学の入学試験委員会、入学試験実施委員会及び各学部・研究科の入学試験関係委員会、教授会などの審議を経て定めている。

当該大学の理念及び教育に関する目標に沿って、「修学に適う、確固たる学力を身につけ、新しい課題に意欲的に取り組もうとする人」「人間性を大事にし、広い視野からものごとを考えようとする人」「地域社会や世界の様々な場面で役に立ちたいと思っている人」の3つを求める学生像として定めており、学部・研究科などのそれぞれにおいて、その教育の目的に沿って求める学生像や入学者選抜方針などを定めている。ただし、研究科については、研究科ごとに記載内容のばらつきが見られる。

なお、平成25年度に学部ごとの入学者受入方針について全学的な再検討を行い、どのような能力や適性などを持った人物を求めているのかに加え、入学時に備えておくべき基礎学力についても記述するなど、受験生により分かりやすい形に修正したものを公表しており、さらに、研究科における入学者受入方針の修正に向けた作業を開始している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

| |
|----------------------------------------|
| 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。 |
|----------------------------------------|

入学資格を学則、大学院学則などに規定し、入学者受入方針に沿った学生確保のために、一般入試、推薦入試、特別入試などの多様な入試を実施している。

学士課程では、一般入試の前期日程（以下「前期日程」という。）、一般入試の後期日程（以下「後期日程」という。）のほかに、推薦入試、社会人特別入試、編入学試験などの多様な選抜を実施しており、各選抜で採用している受入方法については、入学者選抜要項、学生募集要項、ウェブサイトに記載し、公表している。特に、医学部医学科では、地域医療などに従事する明確な意志を持った者を選抜するため、地域枠を設けている。前期日程では、主として個別学力検査により、学部や学科の特徴に応じた基礎学力を重視した選抜を実施し、後期日程や推薦入試などの特別入試においては、総合問題・小論文・面接などによって、受験者の能力や適性を重視した選抜を行っている。

平成26年度における各選抜の実施状況について、全学の平均受験倍率（受験者数／募集人員）は、前期日程2.47倍、後期日程2.84倍、推薦入試2.30倍となっており、学科・課程ごとの受験倍率は、一部に2.0倍を切っているものもあるが、概ね2.0倍以上の受験倍率を保持している。なお、医学部医学科の地域枠の受験倍率は、地域枠Aが15.6倍、地域枠Bが6.8倍である。

大学院課程では、一般入試、外国人留学生特別入試、社会人特別入試などの選抜を実施（多くは複数回実施）しており、各選抜で採用している受入方法については学生募集要項やウェブサイトに記載している。

各選抜は、入学者受入方針に即し、口述試験、筆記試験、面接、小論文などを組み合わせて実施している。

平成 26 年度における大学院入学者選抜（4 月入学）の実施状況について、全学の平均受験倍率（受験者数／募集人員）は、修士課程・博士前期課程 1.13 倍、博士後期課程・博士課程 0.83 倍、専門職学位課程 0.70 倍となっている。

秋季入学（10 月）について、学士課程においては帰国子女特別入試を、大学院課程においては一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試などの選抜を実施している。なお、自然科学研究科では、第 1 次募集（翌年度 4 月入学）にあわせて、当該年度 10 月入学の選考を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学生募集から合否判定に至るまでの入学者選抜は、入学者選抜規則及び入学者選抜実施細則に定めるとおり、学長を長とし、教育担当理事、副学長、各学部長、各研究科長、各学部から選出された教員などから構成される全学の入学試験委員会とともに、入学試験委員会の下位委員会であり、教育担当理事を長とし、各学部から選出された教員、入学センター担当教員などから構成される入学試験実施委員会による実施体制の下に実施している。

入学試験の実施に当たり、学長は、専任教員のうちから入試専門委員（学力検査問題作成委員、小論文委員、点検委員、答案採点委員、面接委員、実技検査委員、書類審査委員、精密健康診断委員、電算処理委員及び特別入試（編入学、大学院及び養護教諭特別別科における入学者選抜を含む。）委員）を委嘱する。また、学力検査教科・科目ごとに、学力検査問題作成委員又は小論文委員で構成される出題委員会を置き、連帯責任をもって学力検査問題の作成及び点検を行うとともに、点検委員を 2 人以上置くことにより、出題ミスを防止している。

学部の個別学力検査の実施体制は、実施本部の下に各学部試験場の試験場実施本部において実施している。大学院については、各研究科学務委員会の責任の下で実施している。合否判定は、試験結果などの判定資料に基づき、各学部・各研究科での選考会議及び教授会の議を経て行っている。

なお、学部入試については、採点・評価基準及び合否判定基準を公表するとともに、受験者本人からの請求があった場合に試験成績及び調査書を開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

教育・学生支援機構の下に、入学者選抜の充実に資することを目的とする入学センターを組織し、専任教員を配置している。同センターは、入学者受入方針に応じた優れた入学者の確保及び入学志願者の開拓のための方策の策定並びに入学試験を適正に実施するための業務を行うとともに、受験者の動向や入学試験の分析結果などについて、入学試験委員会、入学試験実施委員会で報告を行っている。平成 24～25 年度は、人文社会・教育科学系から法学部、自然科学系から工学部機械システム工学科、医歯学系から医学部保健学科看護学専攻を分析対象とし、①入試区分と最短年限卒業率、②入試区分と入学後の成績（GPA）、③入試成績（低成績・高成績グループに分割）と標準修業年限卒業率、④入試成績と入学後の成績（GPA）について分析している。これらの分析結果は、要請に応じて各学部にも提供し、学部の入試関連委員会において入学者選抜改善のための資料として活用している。

また、各学部・研究科においても、入学者の追跡調査などを行い、その分析結果に基づき入学者選抜方

法などを変更している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成22年4月に改組された人文学部(3年次編入)については平成24～26年度の3年分、平成24年4月に改組された現代社会文化研究科(博士前期及び後期課程)については平成24～26年度の3年分)

[学士課程]

- ・ 人文学部：1.03倍
- ・ 人文学部(3年次編入)：0.58倍
- ・ 教育学部：1.03倍
- ・ 法学部：1.04倍
- ・ 法学部(3年次編入)：1.08倍
- ・ 経済学部：1.04倍
- ・ 経済学部(3年次編入)：1.18倍
- ・ 理学部：1.06倍
- ・ 理学部(3年次編入)：1.08倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部(2年次編入)：1.00倍
- ・ 医学部(3年次編入)：0.92倍
- ・ 歯学部：1.01倍
- ・ 歯学部(3年次編入)：0.90倍
- ・ 工学部：1.04倍
- ・ 工学部(3年次編入)：1.80倍
- ・ 農学部：1.07倍
- ・ 農学部(3年次編入)：1.14倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：1.04倍
- ・ 医歯学総合研究科：0.52倍

[博士前期課程]

- ・ 現代社会文化研究科：0.88倍
- ・ 自然科学研究科：1.04倍
- ・ 保健学研究科：1.02倍
- ・ 医歯学総合研究科：0.66倍

[博士後期課程]

- ・ 現代社会文化研究科：1.05倍
- ・ 自然科学研究科：0.85倍
- ・ 保健学研究科：0.89倍

- ・ 医歯学総合研究科：1.13 倍
〔博士課程〕
- ・ 医歯学総合研究科：0.83 倍
〔専門職学位課程〕
- ・ 技術経営研究科：0.81 倍
- ・ 実務法学研究科：0.36 倍
〔別科〕
- ・ 養護教諭特別別科：0.86 倍

医歯学総合研究科（修士課程及び博士前期課程）及び実務法学研究科（専門職学位課程）では入学定員充足率が低い。これらの研究科では、改組、試験回数の増加や現地入試の実施などの入学者選抜方法の改善、入学定員の見直し、国内外での説明会の実施など、適正化を図るための取組を行っている。このうち、実務法学研究科では、平成27年度からの学生募集を停止することとしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学則に教育課程の編成方針や編成方法などに加え、教育内容などの改善のための組織的な研修、授業科目の開設計画や履修方法など教育課程の実施方針について規定している。学則第44条で、①教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、②教育課程の編成に当たっては、学部などの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することを定めている。

また、学則第45条で、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し、教育目標を明示した主専攻プログラムを編成すること、学生が所属する学部などの専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題に関する副専攻プログラムを編成することを定めている。

平成21年度（人文学部は改組後の平成22年度）に、従来の学部・学科の専門教育を中心とした教育課程を42の主専攻プログラムとして再編成し、主専攻プログラムごとに作成する主専攻プログラムシラバスにおいて、教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方を、人材育成のねらい、プログラムの到達目標（期待される学修成果）、カリキュラム立案と学修方法についての基本方針などとして明示している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

当該大学では平成16年度に教養科目と専門科目の科目区分を撤廃して全学科目一元化し、全学科目を学問分野別の科目区分に整理している。平成17年度より、各授業科目にどの学問分野に属し、どのよう

な水準であるかを示す分野コードと水準コードを付し、授業科目開設一覧として体系的に学生に提示している。さらに、平成21年度（人文学部は平成22年度）より到達目標を明示した主専攻プログラムを開始している。

各主専攻プログラムでは、到達目標やカリキュラムの方針などに基づいて、全学科目の中から授与する学位に応じた授業科目を精選し、必修、選択及び選択必修科目などに区分して、連続性・段階性・体系性を備えた教育課程を編成している。初年次に大学教育の動機付けを目的としたスタディ・スキルズ（大学学習法）などの科目を配置し、大学における学習方法への導入を促している。修業年限4年の主専攻プログラムでは、1、2年次には、教養教育に関する授業科目や、水準コードで通常の大学の基礎的水準に該当する講義、実験・実習、演習を、2、3年次には、水準コードで専門の中核的水準に該当する講義、実験・実習、演習を体系的に配置し、4年次には多くの主専攻プログラムで卒業論文や卒業研究・ゼミナールなどを配置し、教養教育と専門教育の両面に配慮した教育課程を編成している。修業年限6年の主専攻プログラム（医学教育、歯学教育）では、1年次に教養教育に関する授業科目を配置し、2～4年次に講義や基礎実習を中心に配置し、5、6年次に臨床実習を配置している。

現在、NBASの運用準備・試行にあわせて、各主専攻プログラムでは、①到達目標の再設定、②各授業科目がどの到達目標の達成に必要であるかを明らかにしたカリキュラムマップの策定及び各授業科目の重み付け、③履修ケースの作成、を行っている。すべてを完了した4主専攻プログラム（生活科学、物理学、森林環境学、農業工学）が平成25年度から、22主専攻プログラムが平成26年度からNBASの運用を開始しており、平成27年度に導入を完了する予定としている。

授与される学位に付記される名称は、文学、教育学、人間科学、生活科学、健康スポーツ科学、芸術、法学、経済学、理学、医学、看護学、保健学、歯学、口腔保健福祉学、工学、農学である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

全学科目は、原則として学部を問わず全学生を対象に開講されている。学生は、所属する主専攻プログラムの人材育成目標に即して、分野・水準コードを手掛かりに、学生本人の意欲や履修状況に基づいて、諸分野の基礎から高度な内容まで全学科目を活用した学習が可能になっている。特に、学生の多様なニーズに応じて、所属する主専攻プログラムとは異なる分野や課題について体系的に学ぶことができる「副専攻プログラム」を整備しており、所定の授業科目を24単位以上修得し、卒業時のGPAが2.5以上であることなど、一定の要件を満たした学生に副専攻認定証書を授与している。また、外国語教育では、履修モデルを提示し、学生のニーズに応じた履修を可能としている。

このほかにも、学部の特性に応じて、学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請などに配慮した授業科目を開設している。また、文部科学省「特色ある教育改革支援プログラム」（特色GP）などの成果を踏まえ、これらの取組を継続し、全学的には、多様な言語による多彩な初修外国語カリキュラム、学部を超えて地域と連携したプロジェクト活動に参加する「ダブルホーム制」、医学部における「地域医療実習」、工学部における「創造プロジェクト」、企業と連携した各種インターンシップ、1年次「工学リテラシー入門」、農学部における「就業力育成科目」などの充実が図られている。現在、「新潟大学グローバル人材育成推進事業」、大学間連携共同教育推進事業「連携機能を活用した歯学教育高度化プログラム」及び「産学協働教育による主体的学修の確立と中核的・中堅職業人の育成」、理数学生育成支援事業「スマート・ドミ

トリーによる高度工学力を有するトップ・グラジュエイト育成プログラム」を推進している。

また、NBASの運用を開始した主専攻プログラムでは、NBASのポートフォリオ機能を活用して、学生が到達目標の達成度を自ら評価するリフレクションを試みている。

各種単位認定制度や他大学との単位互換制度を整備するとともに、大学間及び部局間交流協定数の拡大に努め、さらに留学生交流支援制度を活用した短期受入並びに短期派遣を行っている。これらにより、TOEICの結果による英語科目の単位認定や、各学部での国内外の大学との単位互換の実績は増加傾向にある。

キャリアセンターを中心に、キャリア意識形成科目の実施、インターンシップの実施及び単位化、キャリア意識形成をねらいとする「キャリアインターンシップ」(単位認定なし)の実施、スタディ・スキルズ(大学学習法)におけるキャリアセンター教員によるキャリア教育の組み込み(平成25年度は38講義で実施)など、キャリア意識形成教育の整備充実を進めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

当該大学の教育目標及び各主専攻プログラムなどの到達目標に基づき、それぞれの分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習等を組み合わせた教育課程を実施している。特に、スタディ・スキルズ、外国語科目、演習及びセミナーなどの授業は、少人数の対話・討論形式で行われている。

各学部などでは教育効果を高めるため、特色のある教育プログラムを企画し実施するとともに、講義や実験・実習等の併用型授業の実施、PBL型授業やフィールド型授業の実施、ICTを活用したポートフォリオや自習用システムなどの開発、遠隔授業の実施、多様なメディアや情報機器などの活用に加え、実務家や社会人の活用、TAの活用(講義、実験・実習、演習、フィールド型授業などにおける教育補助、課題研究における指導補助)などを行っている。また、自然系共通基礎科目のうち、数学・統計学、化学、生物分野では、共通教科書を作成している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験などの期間を含め、35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験などの期間を除いて15週確保されている。

科目の授業形態と学修時間及び単位の関係については、大学設置基準第21条に基づく学則第49条の規定に従って各学部のガイダンス及び個々の授業などで周知を図っている。また、学則第52条に基づき、学生が予習・復習の時間を十分確保できるよう、履修単位の上限を設定するCAP制度を導入している。各学期の履修科目の登録単位の上限は、人文学部、法学部、経済学部では22単位、農学部では24単位であるが、工学部では28単位と高めに設定している。また、法学部、経済学部、農学部では、GPAに応じて履修単位の上限を緩和している。なお、CAP制度を導入している学部には在籍する学生が学務情報システムで履修登録する際に、履修単位の上限を超えた場合は、警告を表示するとともに上限内にするよう指導を徹底している。

平成22年度に実施した学生生活実態調査によると、学部学生の授業以外の1日平均自習時間は「30分

以上1時間未満」が21.0%、「1時間以上2時間未満」が28.6%で、この両方で約半数を占めている。さらに、「ほとんどしない」「30分未満」の学生は合わせて20%である。一方、2時間以上の自習時間を確保している学生は30%程度となっている。同調査をもとに学生1人当たりへ換算した平均自習時間は、約1.7時間である。この状況を受け、各学部においては、レポート提出や小テストの実施、PBL型授業の導入などにより、授業時間外の学習時間の向上に努めている。

これらのことから、学生の授業時間外の学習時間は不足しているものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学則第51条に、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示することを定めており、全学統一形式の電子版シラバスを作成している。また、教育学部、法学部、医学部保健学科以外の学部及びGコード科目では、学生に冊子体のシラバスも配付している。

シラバスには、科目名、担当教員、分野、水準、科目のねらい、学習の到達目標、登録のための条件（注意）、学習方法・学習上の注意、授業計画、成績評価の方法と基準、使用テキスト、参考文献などが記載されている。また、学習の到達目標を明示し、成績評価はその達成度を評価するものという位置付けであることを明確にした「シラバスを作成する際のガイドライン」を定めているが、このガイドラインに沿っていないシラバスや内容的に不十分なシラバスが一部に見られ、シラバスの記載内容の充実を図る必要があり、改善が望まれる。

学生は、検索機能を備えたシステム上に公表されているシラバスにより履修計画を立て、履修申請を行っている。なお、平成25年度は履修期間のウェブシラバスへのアクセスは84,957件である。

これらのことから、概ね適切なシラバスが作成され、履修申請などに利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学的な取組として、英語教育では、1年次1学期は入試成績などに基づいた習熟度別クラス編成を行い、さらに、1年次1学期末にTOEICを受験し、その成績に基づいた習熟度別クラス編成を2学期以降に行っている。

各学部では、アドバイザー制度や担任制度を設けて学生の履修状況を把握して適切な指導を行う体制を整備し、経済学部、工学部、農学部では、高等専門学校出身者や基礎学力不足の学生に対する数学、物理、化学、英語の補習授業又はリメディアル科目や個別指導などを実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースを併設する経済学部では、第6限（18時05分から19時35分）と第7限（19時45分から21時15分）を設定しており、学生が教養教育及び専門教育に関する授業科目を4年間で計画的に履修し、夜間開講科目を履修するだけでも卒業要件を満たすように時間割を編成している。さらに、昼間コースでの開設科目を履修した場合、32単位を上限に卒業要件単位とすることを可能とし、フレックスタイムなどにより昼間コースで科目履修した場合を想定した制度を設けている。教養教育に関する授業科目については、全学的体制の下で夜間開講科目を開設しているが、科目数が十分には確保されておらず、科目の選択

に制限がある。また、経済学部資料室及び夜間自主習室を 21 時 30 分まで開室し、附属図書館が 22 時まで開館されていることもあわせて、学生の自主的な学習を支援している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学則第 61 条に「本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。」と定め、同第 60 条に、修業年限以上の在学と、所定の授業科目及び単位数の修得が卒業の要件であることが明記されている。また、各学部規程に修得すべき授業科目及び単位数が定められている。

主専攻プログラムごとに作成する主専攻プログラムシラバスにおいて、知識・理解、当該分野固有の能力、汎用的能力からなる到達目標とプログラムを通して獲得が期待される態度・姿勢を明示している。

例えば、人文学部における心理・人間学プログラムの到達目標は、次のとおりである。

「1. 知識・理解

- a) 人間の心の働き・行動や、人間の知的営為・思想について、基本的な知識と理解をもつ。
- b) 心についての科学的アプローチを理解し、心理学の代表的な知見を説明することができる。
- c) 人間学分野の哲学・倫理学・宗教思想史・科学思想史・言語学について、その歴史を学び、理論を体得する。
- d) 人文科学分野の幅広い教養をもつ。
- e) 人文科学分野以外の分野の幅広い教養をもつ。

2. 当該分野固有の能力

- a) 先行研究や原典文献を正確に読み、解釈することができる。
- b) 心の働きやその結果として現われる行動について、そのメカニズムやプロセスを論理的・分析的に説明することができる。
- c) 心理学の研究方法を習得し、倫理的な配慮を十分に踏まえた上で実験や調査をおこない、結果を分析して、報告書を作成することができる。
- d) 人間の精神活動としての哲学や倫理学、宗教、科学、言語などを考察して、そこに現われる人間性の本質を深く理解することができる。
- e) 人間学の諸分野に関して、文献解釈やデータ分析に基づいて、問題事象に即して思考し、それをみずから表現することができる。

3. 汎用的能力

- a) 英語及びその他の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- b) 様々な状況や立場を想像しながら、どこに問題があるのかを見つけ出し、その問題の性質を明確に理解することができる。
- c) 問題の解決に向けて、情報を多角的に収集して分析し、効果的に活用することができる。
- d) 問題の解決に向けて、情報や知識を複眼的、論理的に構築することができる。

- e) 他者とのつながりを築き、互いを尊重しながら対話を営み、問題の解決に向けて協力することができる。
- f) 日本語や外国語、また適切なシンボルや手法を用いて、自らの考えを表現し、発信することができる。

4. 態度・姿勢

- a) 人間、社会、文化に関わる諸問題に多角的・分析的にアプローチを試み、主体的に取り組むことができる。
- b) 社会のなりたちとその歴史を深く理解し、人類が生み出した文化に敬意を持ち、その価値を後世に正確に伝えることができる。
- c) 身近な課題の探究を通して、地域社会に貢献する。
- d) 異文化に対する理解を深め、調和ある国際社会の形成に貢献する。」

すべての到達目標を達成し、期待される態度・姿勢を獲得できるように修得すべき授業科目を定めており、卒業要件を満たした学生に学士の学位を授与することとしている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則第 50 条に、授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績などに基づき行うものとし、また、授業科目の区分等に関する規則第 7 条に、授業科目の評価は、100 点満点をもって評価し、90 点以上の成績を秀、89 点から 80 点までの成績を優、79 点から 70 点までの成績を良、69 点から 60 点までの成績を可及び 59 点以下の成績を不可として、60 点以上の成績を得た学生を合格、59 点以下の成績を得た学生を不合格とすることを明記している。さらに、同第 51 条に、各学部は、学修の成果に係る評価に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うことを定めている。成績評価基準は講義概要、学部の学生便覧、履修の手引などに記載し、ガイダンスで学生に周知を図っている。また、各授業科目における成績評価基準並びに成績評価方法は、シラバスの成績評価の方法と基準に明記されており、これに従って各授業担当教員は成績評価、単位認定を行っている。

なお、教育学部、医学部、歯学部以外の学部で GPA 制度を導入し、学生の履修指導、研究室配属、副専攻の修了認定、CAP 制度における履修単位の上限の緩和、学業成績優秀者奨学金授与者選考などに利用している。法学部及び工学部では GPA と CAP 制度を組み合わせ、早期卒業を認める措置を講じ、これまでに 7 人が早期卒業している。なお、平成 21 年度に GPA の計算方法を全学で統一している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学則第 51 条に、各学部は、学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うことを定めている。

成績評価においては、観察可能な学習成果（知識、技能など）を簡条書きで具体的に示すことにより、学習の到達目標を明らかにした上で、その達成度を評価することが求められている。

また、全学 FD 「適正な成績評価を目指して」によって、成績評価とシラバスとの関連を意識付けるシ

ラバスガイドラインが検討され、「成績評価の現状と課題ワークショップ」などにおいて「客観性のある評価方法の確立」や「評価の透明性の向上」などをテーマに実践的な検討改善が進められている。

学生から成績評価に対する異議申立てがあった場合は、各学部では学務係や学生相談室など、全学的には教務課、学生なんでも相談窓口など、複数の窓口を設けて対応している。なお、全学的に、各授業科目の成績評価に用いたレポート、試験答案、出席状況などの資料を、授業担当者が（一部の学部・学科では書庫に）5年間保存することとしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則第 51 条に、各学部は、卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うことを定めている。卒業認定基準については、学則第 60 条の規定に基づき、当該大学に 4 年以上（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 6 年以上）在学し、学部ごとに定める授業科目を履修し、124 単位以上（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位以上）を修得した者については学部教授会の議を経て学部長が卒業を認定している。なお、学則第 39 条第 2 項に、一定の単位を修得した科目等履修生の修業年限の通算措置について規定している。学部ごとに定める卒業認定の基準は、各学部規程で定められ、ガイダンス、履修案内、学生便覧などで学生に周知を図っている。

卒業判定は各学部において、教務関係の委員会で成績データを精査し、学則及び学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則において、教育課程の編成方針、授業及び研究指導、教育内容などの改善のための組織的な研修など教育課程の実施方針を定め、第 22 条で次のように規定している。

- 1 研究科（技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成などに対する指導（研究指導）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 技術経営研究科及び実務法学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。各研究科ではこれに基づき、各研究科規程に教育方法や授業科目を定めるなど、教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づいて、それぞれの教育の目的や授与される学位に対応する専門分野や学際的専門分野の教育課程を編成し、授業を実施している。

修士課程及び博士前期課程では、専門的学力の習得を目指す科目と学際的内容を扱う科目のバランスに配慮した教育課程を編成し、博士後期課程及び博士課程では、学際的内容にも配慮しつつ、専門性の高い研究を行うことのできる能力を涵養する科目を中心とする教育課程を編成している。また、自然科学研究科では、平成20年度より水準コードを導入している。学士課程教育との連続性や大学院課程教育の体系性を明確にするため、学士課程で行っている分野・水準表示法を大学院課程に拡大した「新潟大学における分野・水準表示法に関する申合せ」を平成26年3月に制定し、これに基づく分野・水準表示法を、平成26年度より自然科学研究科で開始し、現代社会文化研究科でも開始準備を進めている。

専門職学位課程では、理論と実務の両面に配慮しながら、各教育分野における基礎・基本から応用・発展までを段階的に習得できるように教育課程を編成し、大学院での学習・研究から将来の専門職レベルでの実践へ円滑に移行できるようにしている。

授与される学位に付記される名称は、修士（教育学、文学、法学、行政学、経済学、公共経営学、経営学、学術、理学、工学、農学、保健学、医科学、口腔保健福祉学）、博士（学術、文学、法学、経済学、教育学、理学、工学、農学、保健学、医学、歯学、口腔保健福祉学）、専門職（技術経営修士、法務博士）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院指導教員は、それぞれ教育内容と関連する研究テーマを追求し、そこで得られた成果を適宜授業に反映するとともに、学会などで発表された新たな知見も入れた授業内容としている。また、各研究科においても、学生や社会からのニーズに応え、外国語による授業の実施、専門看護師教育課程の設置、インターシップの実施とその単位化、秋季入学への配慮などがなされている。

大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）などに採択された「食づくり実践型農と食のスペシャリスト養成」「プロジェクト所属による大学院教育の実質化」「‘気づく’を育て伸ばす臨床キャリア開発」などについては、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「ソフトな財＝経験」による若手人材育成」「大学院高度化教育に向けたグローバルサーカスの活用」「口腔保健医療に対応した国際イニシアティブ人材育成プログラム」を実施している。

専門職学位課程では、現在及び将来において求められている実務的、実践的な内容を包含した科目を多く開設し、研究者と実務家の専門性と特性が担当科目に反映される配置をしている。技術経営研究科では、新潟地域企業の抱える課題にリンクした課題分野も設定しており、実務法学研究科では、学生の将来の進路を念頭において4つのコア・カリキュラムを提供している。

全学的には、他の研究科の授業科目の履修、休学期間中の外国の大学院の授業科目の履修、他大学の大学院などにおける研究指導、入学前の既修得単位などの認定、長期にわたる教育課程の履修などに関する制度を整備している。また、大学間及び部局間交流協定数の拡大に努めるとともに、留学生交流支援制度を活用した短期受入並びに短期派遣を行っている。これにより、国内外の大学院との単位互換の件数が増

加している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科の教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習などをバランスよく運用するとともに、課題研究などの必修科目における対話・討論型授業の実施、事例研究型授業の導入、TAの活用などの授業形態の工夫を図っている。

特に、専門職学位課程では、実務的、実践的な内容を包含した科目における実務家教員と研究者教員とが協力した授業、技術経営研究科における「ものづくり戦略」「経営戦略」などの科目へのクォーター制導入による集中的学習などの学習指導法を採用している。

また、技術経営研究科では、各分野で先駆的な会社などを訪問し、技術上の課題、経営上の課題をヒアリングし、議論するテクニカル・ビジットを講義の中に取り入れるなど、実践的処方の策定力・分析力を高める工夫をしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-1② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験などの期間を含め、35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験などの期間を除いて15週確保されている。

科目の授業形態と学修時間及び単位の関係については、大学院設置基準第15条に基づく大学院学則第24条の規定に従って各研究科のガイダンス及び個々の授業などで周知を図っている。また、自然科学研究科では、中間発表や学会などの外部発表に関しても教育時間に応じた実質的な単位化を行っており、それに伴って修了要件単位数も増やしている。

各研究科とも、授業においてレポートなどの課題を課したり、研究指導委員会あるいは指導教員による履修指導や研究指導において、学生が十分かつ必要な学習時間を確保できるように配慮したりするなど、学生が主体的に学習し、十分かつ必要な学習時間を確保するための取組をしている。特に、実務法学研究科では、授業は原則として午前中ないし3時限で終了する時間割を採用するとともに、定期試験だけでなく、授業参加の積極性、課題への対応状況、小テストなどにより成績評価を行っている。なお、技術経営研究科では、各学期14単位、実務法学研究科では、第1年次36単位、第2年次38単位、第3年次40単位の履修科目の登録の上限設定を行っている。

大学院学生の学習時間について、自然科学研究科が平成25年度修了生を対象に実施した教育成果と教育体制に関するアンケートにおいて、「1科目に費やした授業外学習（予習・復習）は1週間あたり何時間でしたか。ただし、授業で出された課題にかかる時間は除く。」との質問に対して、博士前期課程では1時間未満が48.2%、1、2時間未満が26.6%、また、博士後期課程では2、3時間未満が最も多く35.0%の回答となっている。同調査をもとに学生1人当たり換算した1週間の平均自習時間は、博士前期課程で約1.4時間、博士後期課程で約2.2時間である。

大学院科目の多くは演習、実験、実習形式であるため、学生は文献抄読や研究報告発表などの準備のために学習している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院学則第 24 条の 3 に、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示することを定めており、各研究科はシラバスを作成している。医歯学総合研究科では、研究科独自のシラバスを作成し、一部の専攻では、学生に冊子体のシラバスも配付している。医歯学総合研究科以外の研究科では、全学統一形式の電子版シラバスに、シラバスを作成する際のガイドラインに従って作成したシラバスを公開している。このシラバスには、科目名、担当教員、科目のねらい、学習の到達目標、学習方法・学習上の注意、授業計画、成績評価の方法と基準、使用テキスト、参考文献などが記載されている。ただし、教員ごとのシラバスの精粗が大きい。実務法学研究科では、電子版シラバスに加え、授業概要、学習の到達点などの学習支援情報を詳細に記載したシラバスを学生に配付している。

学生は、履修計画を作成する際に、指導教員と相談しながらシラバスを利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、学生が履修計画を作成する際に利用していると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の適用を受けた学生に対し、各研究科とも夜間開講、土曜日や日曜日の集中講義などの工夫により、履修しやすい環境と制度を整え、学習の機会が損なわれないよう配慮したプログラムを提供している。また、授業時間外においても通常の大学院学生と同様に個別指導の時間の確保など学位取得に向けて適切な学習環境になるよう配慮している。

特に、技術経営研究科では、社会人を主対象としていることから、授業の夜間・週末開講や、勤務の都合上やむを得ず授業に出席できない社会人学生に対し、インターネットを利用した双方向的補習体制（ウェブ講義）を整えている。ウェブ講義では、資料や課題をウェブページ上にアップロードして、電子メールにより提出できるようにしている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科では、主指導教員と副指導教員の複数の教員による指導体制をとることを研究科規程に定め、それに基づき学位論文の作成などに対する研究指導を行っている。研究テーマの決定などについて、副指導教員にも研究面・教育面で指導を受けることができる。

研究指導においては、学位論文を執筆し学位取得に至るまでのプロセスや規定を明文化し、それに従っ

て、中間発表会、学会発表や学術雑誌への論文投稿を可能とするきめ細かな指導を行っている。特に、博士後期課程学生の研究活動を活性化するため、学術専門雑誌などへの論文投稿や国外での国際会議での研究発表に対する国際会議研究発表支援等事業による支援や、研究科独自の国際会議発表や論文投稿に対する支援を行っている。また、学生の将来のキャリアを考え、T A・R Aの経験により、学生の指導能力や教育研究能力を身に付けるようにしている。

なお、研究倫理については、指導教員が日常の指導において伝えている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院学則第 32 条に修了要件が示され、同第 35 条に「修了の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、研究科長が行う」ことが明示され、同第 36 条に「本大学院の研究科を修了した者には、その研究科の課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する」ことが定められている。これに従って、各研究科規程に修了の要件、修了の認定、学位の授与について定められている。

各研究科では、修了要件を満たし、さらに、研究科の教育研究の目的に則した専門性や能力を身に付けた学生に学位を授与することとしている。

なお、教育学研究科では修了生に身に付けさせるべき能力を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、他の研究科においても同様の学位授与方針を定めることが望まれる。

これらのことから、学位授与方針が定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則第 25 条に、授業科目の履修の認定は、試験、研究報告などにより行うものとし、授業科目の成績評価は、100 点満点をもって評価し、80 点以上の成績を A、79 点から 70 点までの成績を B、69 点から 60 点までの成績を C 及び 59 点以下の成績を D として、60 点以上の成績を得た学生を合格、59 点以下の成績を得た学生を不合格とすることを定め、学生便覧、ガイダンスなどで学生に周知を図っている。各研究科とも、シラバスに明記した成績評価基準に基づいて評価し、単位認定は大学院学則及び各研究科規程に基づいて実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学院学則第 24 条の 3 において、研究科は、学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うことを定めている。

成績評価は、シラバスや学生要覧であらかじめ明示した方法と基準に従って、授業担当教員が行っている。全体の成績分布状況を見てみると、専門職学位課程（技術経営研究科及び実務法学研究科）においては、A 評価の学生が 42.3% であるが、その他の研究科・課程においては 90% 以上となっている。

学生の成績評価に対する異議申立てについては、各研究科の学務係、全学の教務課、学生なんでも相談

窓口が窓口となっており、それぞれで対応している。また、現代社会文化研究科、自然科学研究科、保健学研究科、技術経営研究科、実務法学研究科では、成績評価の妥当性のチェック、評価基準や成績分布の公表などが行われている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-4 ④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則第 32 条に、修了の要件として、その研究科に標準修業年限以上在学し、その研究科が定める単位数以上を修得すること、さらに、専門職学位課程を除く大学院課程においては、必要な研究指導を受けた上、その研究科の行う修士論文または特定の課題についての研究の成果（修士課程及び博士前期課程）、博士論文（博士後期課程及び博士課程）の審査及び最終試験に合格することを定めている。また、大学院学則第 24 条の 3 で、学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うことを定めている。各研究科とも、修了要件を各研究科規程に定めるとともに、学生便覧にその具体的な内容を記載し、ガイダンスなどで学生に周知している。修了認定は大学院学則及び各研究科規程に基づいて実施している。

専門職学位課程を除く大学院課程においては、単位修得状況を精査するとともに、学位論文の審査を慎重に行い、研究科教授会にて修了認定を行っている。学位論文に係る審査体制は、学位規則第 7 条に従い、各研究科とも、主査と副査 2 人以上で学位論文の審査にあたり、最終的に教授会で学位の授与を決定している。なお、当該専攻や研究科内に適当な副査担当者がいない場合は、他研究科や他大学の研究科所属教員に審査を委嘱することで、厳正な審査を行う体制を整備している。また、学位論文と最終試験の結果を報告書にまとめ、研究科構成員全員に公開した後、教授会に諮っている。平成 25、26 年度に、各研究科において学位論文審査基準を制定し、学生便覧やウェブサイトなどに学位論文審査基準を掲載している。なお、優れた研究業績を上げた学生については、在学期間の短縮が認められており、平成 21～25 年度に博士前期課程 3 人、博士後期課程 66 人が短期修了している。

専門職学位課程においては、修了認定基準について各研究科の学生便覧に記載し、学生に配布するとともにウェブサイトで公開している。また、実務法学研究科では、学年ごとの進級要件を設定し、修了認定についても基準に従って厳格に運用している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部・学科などの教育課程を 42 の主専攻プログラムとして再編成し、プログラムごとにシラバスを作成するとともに、到達目標及びプログラムを通して獲得が期待される態度・姿勢を明確にすることにより、学生の習得すべき学習成果を主体とした教育体制を整備している。

新潟大学

- 学生の多様なニーズに応じて、所属する主専攻プログラムとは異なる分野や課題について体系的に学ぶことができる副専攻プログラムを整備しており、所定の授業科目を 24 単位以上修得し、卒業時の GPA が 2.5 以上であることなど、一定の要件を満たした学生に副専攻認定証書を授与している。
- 大学院 GP などに採択された「食づくり実践型農と食のスペシャリスト養成」「プロジェクト所属による大学院教育の実質化」「‘気づく’を育て伸ばす臨床キャリア開発」などについては、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「“ソフトな財＝経験”による若手人材育成」「大学院高度化教育に向けたグローバルサーカスの活用」「口腔保健医療に対応した国際イニシアティブ人材育成プログラム」「新潟大学グローバル人材育成推進事業」を実施している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における全授業科目について、ほとんどの学部・学年では単位修得率が90%以上であり、各学年でのGPAも2.0以上である。また、各学年での修得単位数も、講義が多い年次（主に1、2年次）では40単位前後、演習・実習・実験が多い年次では30単位前後、卒業研究あるいは卒業論文作成の指導が中心となる最終年次では15単位前後となっている。

直近5年間の総計では、留年率4.9%、休学率1.9%、退学率1.1%であり、ほとんどの学部で、80%以上の学生が標準修業年限で、90%以上の学生が標準修業年限×1.5年内に卒業している。

国家試験合格率は、ほぼ90%を越えており、すべての国家試験において全国平均より高い値を示している。教育職員免許状については、教育学部学校教員養成課程ではほとんどの卒業生が各校種の教育職員免許状を取得するとともに、課程認定を受けている学部などにおいても中学校、高等学校などの教育職員免許状を取得する学生が200人以上いる。このほか、例年40人前後が学芸員、400人前後が技術士補（日本技術者教育認定機構（JABEE）認定コースの卒業生）、75人前後が測量士補などの資格を得ている。

学士課程における卒業の認定については、修得単位に基づき、各学部の判定会議（教授会）において厳正に判定している。卒業論文などについては公开发表会などにより、内容・水準を担保するシステムが機能している。また、副専攻プログラムにおける所定の授業科目を24単位以上修得し、卒業時のGPAが2.5以上であることなどの要件を満たした学生（平成21～25年度の合計248人）に副専攻認定証書を授与している。

大学院課程における全授業科目について、単位修得率は多くの研究科・学年で90%以上にある。専門職学位課程を除く大学院課程では、講義・演習が中心となる年次に多くの単位を修得した後、学位論文の作成に専念する状況となっている。専門職学位課程については、各年次に配置された科目の単位を着実に修得し、修了している。

留年率、休学率、退学率について、研究科ごとのばらつきが大きいのが、それぞれ直近5年間の総計では、修士課程・博士前期課程において2～34%、0～10%、0～6%、博士後期課程・博士課程において4～40%、2～14%、0～9%、専門職学位課程において21～28%、4～12%、6%となっている。

標準修業年限での修了率及び標準修業年限×1.5年内修了率について、それぞれ直近5年間の総計では、修士課程・博士前期課程において74～100%及び83～100%、博士後期課程・博士課程において31～83%及び50～84%、専門職学位課程において56～79%及び68～86%となっている。

教育職員免許状については、教育学研究科を中心に例年70人前後が取得するが、そのほとんどは専修

免許状の取得（平成 25 年度は取得免許総数の 85.3%）である。また、実務法学研究科の司法試験合格者は、過去 5 年間の平均で 10.6 人（15.3%）である。

修了の認定については、修得単位に加え、複数の教員からなる学位論文審査委員会及び公開発表会により学位論文などの審査を行った上、各研究科の教授会などにおいて厳正に判定している。また、専門職学位課程を除く大学院課程の多くでは、学位論文の中核となる研究結果について、学会・研究会・国際会議での講演や学術雑誌における論文発表などを行っており、これらを通じて、学位に相応しい研究内容と水準が担保されるよう努めている。なお、これらの研究成果に関連して、国内外の学会より優秀発表賞、若手奨励賞などが授与されているものもある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

教育・学生支援機構大学教育機能開発センターが全学科目（学士課程で開設されている全授業科目）について、統一された様式で授業評価アンケートを実施している。このうち、学習の達成度や満足度に関する質問項目である「この授業の達成目標は、達成された」「この授業は、自分で考え学習する力をつける助けになった」「この授業を受講して総合的に満足している」について、多くの科目区分で 70%前後の学生が「非常にあてはまる」または「ややあてはまる」と肯定的に回答している。特に、初修外国語や医歯学系の科目では、80%前後が肯定的に回答している。なお、全体的には、「あまりあてはまらない」または「全くあてはまらない」とする否定的な回答は、5%を下回っている。

また、一部学部・研究科では、在学生アンケート、研究科独自の授業評価アンケート、卒業（修了）時アンケートを実施している。その分析結果によれば、教育課程全体を通じた教育内容に対する満足度が高い（人文学部「カリキュラム満足度」85%以上）、当該学部・研究科で身に付けるべき能力を獲得できた（法学部）ことなどが示されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程について、人文社会科学系学部の卒業生の約 8 割が就職するのに対し、自然科学系学部においては、進学する卒業生が半数以上に及んでいる。医学部及び歯学部卒業生の国家試験合格率が高いこともあって、そのほとんどは臨床研修医または医療従事者として就職している。また、就職希望者の就職率は、すべての学部などで 90%を超えている。進路先については、全体的に学生の希望に沿って技術者や教員、医療関係者、事務、サービスなど多岐にわたる職種に就職しており、おおむね学部で学んだ内容と関連する進路となっている。なお、教育学部学校教員養成課程卒業生の教員就職率は上昇傾向にあり、平成 25 年度卒業生については 60%を超えている。

大学院課程修了生の進路について、修士課程・博士前期課程では 80%強が、博士後期課程・博士課程では年度により変動が大きい 50%から 80%が就職している。また、就職希望者の就職率は、おおよそ 90%を超えている。全体的には学生の希望に沿って技術者や教員、医療関係者、事務、サービスなど多岐にわたる職種に就職しており、おおむね研究科で学んだ内容と関連する進路となっている。

各学部及び各研究科における進路状況などが良好であることが報告されており、平成 24 年度学部卒業生の都道府県別就職者については、新潟県内の就職者が最も多く、地域の人材育成にも貢献している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、企業関係者及び卒業生の教育成果に対する評価を教育改革に活かす目的で、平成 18 年以降、3年ごとにアンケートを行っている。

平成 21～23 年度卒業生を対象とするアンケート（平成 24 年度実施）では、新潟大学を卒業したことに「満足している」と回答した者が 57.3%、「どちらかといえば満足している」と回答した者が 33.8%となっており、90%以上の卒業生が肯定的に評価している。

卒業生の自己評価が高い項目としては、専門を理解するための基礎的な力、グループで協働する能力、良好な対人関係を構築する能力、ものごとを総合的に判断する力、文書作成・執筆能力などが挙げられ、卒業生自身が感じる実社会の要請、企業が評価する当該大学卒業生の知識・能力レベル、企業が考える実社会の要請との一致度も高い。一方、企業が考える実社会の要請の上位にランクされる項目の内、自分の心身の健康に気をくばる大切さ、自ら課題を発見する能力、計画・立案の能力、他人と議論する能力などは、卒業生の自己評価も企業が評価する卒業生の知識・能力レベルのいずれも高いとはいえない。

学部・研究科別に実施している卒業生・修了生を対象とするアンケート、また、各学部・研究科などにおいて、個別の企業訪問や企業の人事関係者との面談の折に収集された情報に基づく学習成果の状況が報告されている。

これらのことから、外国語を含めたコミュニケーション能力、問題解決能力、創造性、積極性などに課題があり、さらに充実を図る必要性が指摘されているものの、卒業生・修了生、就職先等の関係者から総じて高い満足度を得ており、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、主として教育研究が行われる五十嵐地区と旭町地区にキャンパスを有し、その校地面積は五十嵐地区が567,626㎡、旭町地区が167,444㎡である。また、各地区の校舎などの施設面積は、計405,193㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義室は121室、累計定員は12,281人であり、平成25年度の平均稼働率は55%である。

キャンパスマスタープランに基づき、耐震性や老朽度、学生アンケートなどを勘案して作成した整備計画により、キャンパス環境の整備を進めるとともに、施設維持のための中長期修繕計画を立て、計画的に防水改修をはじめ空調設備改修など各種営繕を行い、キャンパスアメニティの向上を図っている。

施設の耐震化については、平成27年度中の完了に向けた計画を進めており、耐震化率は平成26年5月1日現在で94.4%となっている。

施設・設備のバリアフリー化については、車椅子対応エレベーター、多目的トイレ、自動ドア、スロープなどを随所に配置している。また、キャンパスのユニバーサル化として、専用駐車場、点字ブロックなどの設備は整備済みである。

安全・防犯面への配慮として、夜間及び休日の建物のオートロック化を行うとともに、各地区の主な歩車道に外灯を整備しており、主要部については朝まで点灯を行っている。特に、五十嵐地区・旭町地区・西大畑地区・長岡地区はLED外灯への改修を進めており、省エネにも配慮して整備を行っている。また、交通対策として、平成21年度に行った正門整備において、歩行者・自転車と自動車の通行路を分離している。さらに、平成25年4月よりキャンパス内を全面禁煙とし、快適なキャンパス環境の整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防災面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報ネットワークシステム及び情報基盤センターの電子計算機システム、各種ソフトウェア並びにデータベースシステムを管理運用し、教育研究などの共同利用に供するとともに、関連する研究開発などを円滑かつ効率的に行うことを目的に、情報基盤センターを学術情報基盤機構の下に置いている。

情報基盤センターが管理運営する情報ネットワークは、19,000台以上のネットワーク機器が接続しており、基幹ネットワークとして10Gbps、各建物への支線として1Gbpsの通信速度を持つギガビットネットワークを整備し、五十嵐地区と旭町地区間は1Gbpsの専用線を敷設している。学外にはSINET（学術

情報ネットワーク)を利用して1Gbpsで接続している。情報ネットワークシステムは、安定的なサービスの継続、スマートフォン・タブレット端末の急増による無線LANシステムの増強、セキュリティ対策(ウイルス、不正アクセス、DOS攻撃など)及び老朽化に対応するため、平成26年3月に更新している。なお、無線LANのアクセスポイントを308台設置している。

情報基盤センターは、全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータとして、センター及び各部局などに777台を整備しており、センター実習室は19時、中央図書館・医歯学図書館は22時まで合計422台が夜間利用可能となっている。また、情報基盤センターに、個人所有のパソコンを無線LANに接続して利用したり、学生が自由に討論したりできるオープンスペースであるPCカフェCAISの開設(平成22年4月)、中央図書館に、パソコン61台を備え、情報検索講習会や授業などにも利用できるICT講義室の設置(平成25年4月)を行っている。

また、平成22年8月から情報基盤センターと附属図書館において学生へのノートパソコンの貸出サービスを行っている。さらに、平成24年3月に全学情報教育用コンピュータの更新を行い、一般に広く利用されている最新の商用OS及びアプリケーションを導入するとともに、学生個人のパソコンから学内プリンタ及びファイルサーバが利用可能となるように環境を整備している。

これらのコンピュータ・アクセスポイントから、学生及び教職員は統合型学務情報システム(学務情報ポータルサイト)にアクセスし、レポート作成やシラバス・授業情報閲覧、電子メールによる連絡、NBAS、電子ジャーナルの文献検索などを利用しており、ネットワークは自宅からのアクセスを含めて24時間利用可能としている。また、学外からのインターネットを利用した接続環境を整備・充実させるため、平成22年5月からSSL-VPNサービスを提供している。

IDシステムで認証連携している学内情報システムは、平成25年度末現在で、8システム(情報基盤センターコンピュータシステム、給与支給明細システム、ネットワーク認証システム、事務系シンクライアントシステム、VPN接続システム、図書館ポータルシステム、事務系グループウェア、統合型学務情報システム)となっている。

大学全体の情報セキュリティレベルの向上及びファイル共有ソフトによる著作権侵害など、新たなセキュリティインシデントに対応するため、平成22年6月に情報セキュリティポリシーを、平成24年5月に情報セキュリティポリシー実施手順書を改訂し、インシデント対応能力の向上を図っている。また、学生への情報セキュリティ教育及び啓発のため、例年4月初旬に「情報システム利用の心得」講習会を2日間開催(平成26年度は計2,097人参加)するとともに、全新入生に「PCセキュリティ対策実施手順書(一般ユーザ編)」を配布している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学は、教育研究上必要な図書館資料の収集、整理、提供並びに学術情報の提供並びに学生及び職員の教育、研究、調査及び学習に資することを目的に、附属図書館を設置している。附属図書館は、五十嵐地区に設置されている中央図書館と、旭町地区に設置されている医歯学図書館から構成されている。両館とも、平日は8時30分から22時まで、土曜日、日曜日及び祝日は10時から22時(休業期間等は17時)まで開館している。

図書・視聴覚資料は、附属図書館委員会で資料整備の方針などを決定し、全部局の教員による選定方法

をとっているため、バランスのとれた蔵書構成となっている。また、シラバスに記載されている参考図書を優先的に購入することに加え、平成 16 年度から学生用図書購入費の約 15%を学生が選定することにより、授業関連図書の充実を図っている。

学術雑誌は、電子ジャーナルの形態で整備を進めており、電子ジャーナル経費を全学共通経費として確保し、平成 25 年度は 17,124 タイトルを数えている。視聴覚資料として、DVD、CD-ROM、CD、マイクロフィルムなどを収集している。貸出冊数は、年間約 11 万冊、貸出人数は年間 6 万～6 万 5 千人で推移している。平成 23、24 年度は増改修工事により若干低くなっていたが、平成 25 年 4 月のリニューアルオープンに伴い、運用を変更して貸出可能冊数を増加したこともあり、貸出冊数は年間 13 万冊、貸出人数は 7 万 3 千人と増加している。また、電子ジャーナルの平成 25 年度アクセス数は約 43 万件である。

附属図書館の効果的な活用と学部などの教育支援を充実するため、平成 25 年度にはラーニング・コモンズなどにおいて、文献情報ガイダンス (36 回、229 人参加) や電子ジャーナル利用者講習会 (2 回、45 人参加) を実施している。さらに、図書館職員がスタディ・スキルズなどの初年次教育授業や専門授業の 1 コマを担当して、情報検索法ガイダンスなどの情報リテラシー教育 (48 回、2,444 人履修) を行っている。

他方、年々増加する蔵書と研究室等貸出図書の返却により、蔵書冊数約 170 万冊は収容可能冊数 (中央図書館 76.3 万冊、医歯学図書館 31 万冊) を超えており、図書資料の利用上の大きな障害となっていたが、平成 23、24 年度に実施された増改修にあわせて、50 万冊収容可能な自動化書庫を設置して収容可能冊数を増加させるとともに、所蔵資料に I C タグを貼付して管理することにより蔵書点検を行いやすくしている。また、配架ゾーンや館内マップ・書架サインの見直しを行い、利用者が求める資料にスムーズにアクセスできるよう配慮している。さらに、附属図書館所蔵の古典籍・古文書などの貴重資料を適切に管理できるように温度・湿度を適正に保ち、火災の場合にもガスで消火の行える貴重資料室を新設している。

学術文献データベースについては Web of Science を、化学分野の索引データベースについては SciFinder を、全学的経費で整備している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習を支援するため、全学的には附属図書館や情報基盤センターを、各学部・研究科においては、合同研究室、院生室、自習室、学部図書室、資料閲覧室、ゼミ室、実験室、情報メディア室などを設けるほか、授業時間以外の講義室を開放している。

そのほか、全学的に利用可能な I T 自習室及びマルチメディア教室に情報機器や端末があり、多くの学生が利用している。また、CALL 教材を導入し、学生なら誰でも自宅や大学のパソコンから 24 時間いつでも自主的に学習できるようにしており、平成 25 年度は 3,215 人が語彙・文法などの課外学習に利用している。

平成 22 年 4 月に中央図書館及び医歯学図書館に学生同士がコミュニケーションをとりながら紙資料と電子資料を併用しつつ学ぶことができるラーニング・コモンズを設置し、ポスター印刷などができる大型プリンタを備えている。中央図書館のラーニング・コモンズでは、学生サークルの協力を得てラーニングアドバイザーを配置しており、履修登録、パソコンの使い方、資料の探し方、データベースの使い方、レポートの書き方などについてサポートを行っている。平成 25 年度の質問受付件数は 366 件あり、学生同士なので気軽に質問できると好評を得ている。

平成 23、24 年度に実施された中央図書館の増改修では、平成 23 年に実施した図書館施設についてのアンケートに記載のあった利用者の声を参考として工事を実施している。平成 25 年 4 月の中央図書館リニューアルオープンにより、ラーニング・commons を 32 席から 357 席に拡充するとともに、プレゼンテーションの練習や発表が行えるプレゼンエリアや、グループ学習室、外国語の自主学習をサポートする F L - S A L C コーナーなどが整備され、オープンセミナーや授業を通して能動的学習に活用されている。F L - S A L C では、英語学習カウンセリング、英語・初修外国語チャットなどのさまざまな外国語学習プログラムの人的サポートを行っている。F L - S A L C の整備については、大学図書館における先進的な取組の実践例として文部科学省のウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

毎年度始めにガイダンスを行うために 3 日間の日程を確保し、各学部・研究科などはこの期間に学年別及び学科・専攻・履修コースごとに、学生便覧などを用いながら、学生生活や進路、履修などに関するガイダンスを実施している。学部新入生には、入学直後に、①各学部などで学生生活や学習相談、入学から卒業までの学習上の注意などに関するガイダンス、②教育・学生支援機構による副専攻制度、キャリアセンター、ダブルホームに関する紹介が行われる。新入生合宿研修を実施している学部などもある。また、必修科目の「大学学習法（スタディ・スキルズ）」でも、将来の選択に役立つ学習方法と各専門分野の紹介をしている。このほか、全学教職支援センターでは、教育学部以外の学部で教育職員免許状の取得を目指す学生に対し、学部新入生向けのガイダンスと 2、3 年次生向けのガイダンスを毎年 4 月に行っており、平成 25 年度はそれぞれ 280 人、250 人が参加している。

一部の学部・学科及び研究科では、各学期始めにもガイダンスを実施している。また、副専攻制度については、教育・学生支援機構によるガイダンスを各学期始めに実施している。さらに、コース分属や研究室配属が行われる学部・学科では、それらに関するガイダンスも行われている。研究室配属に関するガイダンスでは、教員自身による研究テーマの説明だけでなく、学生による研究室紹介が行われている例もある。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

毎年、全学で新大キャンパスミーティングを開催し、学生の要望、意見などを聴取している。授業の人数制限、授業の実施方法、外国語の履修方法などさまざまな意見や質問が出され、対応可能なものから改善を図っている。例えば、平成 24 年度から、年度当初における新入生向けに、教室案内や学務情報システムの操作方法などのアドバイスを行う学生によるピアサポートを設けている。また、各学部・研究科でも、アンケート、意見箱の設置、学生との対話集会や懇談会の開催などを行っている。

多くの学部・研究科などでは、オフィスアワーを設定しており、一覧表の配布やシラバスへの掲載などにより学生に周知を図っている。実務法学研究科には、修了生などを中心とする若手弁護士が、広く学習方法や法曹の仕事などに関する学生の相談に応じるアカデミック・アドバイザー制度がある。また、教員は担当科目の聴講学生に対し、統合型学務情報システムを利用して、授業連絡や講義資料のアップロードなどを行う（平成 25 年度実績：授業連絡 12,076 件、共通連絡 3,240 件、計 15,316 件）ほか、独自のアン

ケートや電子メールによる質問受付を随時行えるようにしている。

各学部ではクラス担任、アドバイザー教員、学生支援委員などが、各研究科では主指導教員と副指導教員が、それぞれ学習相談・助言を行うとともに、個々の学生のニーズの把握に努めている。また、統合型学務情報システムに、個々の学生の履修状況などについて一括で閲覧可能な機能を持つ学生カルテシステムが設けられている。個人情報保護の観点から閲覧権限の制限を設け、アドバイザー又は担任教員が活用することにより適切な学生指導・支援が行えるようにしている。例えば、経済学部では、学生カルテシステムを用いて、単位修得状況の芳しくない学生、欠席が多い学生などに対して、教員からメールによる声かけなどを実施している。さらに、全学的には学生相談室があり、学生は、所属学部などを問わずに相談できる。

また、教員を目指す全学部の学生を対象に、教育実習や介護等体験の計画と運営管理、教育職員免許状の取得に関する相談及び助言並びに教員採用に向けた活動への支援を行うため、全学教職支援センターを教育・学生支援機構の下に設置している。

留学生に対しては、国際センターにおいて、留学生の日本語能力に応じた日本語教育などを実施している。あわせて、学習・生活支援の一環として、原則として渡日1年目の留学生に対するチューターの配置、英語、中国語、ハングルの3か国語による留学生ハンドブックの作成、旭町キャンパスにおける留学生相談窓口の設置などを行っている。

社会人学生には、学生の申請により長期履修制度や大学院設置基準第14条に定める特例による教育の実施の適用を行い、夜間・週末の授業開講、授業時間外における個別指導の時間の確保など、学位取得に向けた学習環境に配慮している。例えば、社会人学生が大半を占める技術経営研究科では、2年間の授業料で3年ないし4年にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを可能とした長期履修制度を導入し、入学後（在学中）に修業年限を変更することも可能となっている。また、社会人学生の置かれた状況に鑑み、インターネットを利用したウェブ講義などで柔軟な対応を行える体制を整備している。

障害のある学生について、平成26年度の入学希望者に対応するため、当該学生の所属学部と連携し、入学前を含め2回面談を行い、個別支援計画書を作成するとともに、授業担当教員に学習支援を依頼する文書を送付している。また、その専門的支援を行うため、平成26年4月に学生支援センターに障がい学生支援部門を設置し、6月に特任准教授を配置することにより、より具体的に学生対応が行える体制を整備している。学部でも、授業補助・学習支援、ピアカウンセリングなどのための支援学生を配置し、学生支援体制を整えている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成26年度現在、運動系・文化系などのサークルが109団体ある。このうち学長を会長とする学友会公認サークル（68団体）には、年間活動費の援助を行うとともに（平成25年度は総計約270万円）、高額な課外活動備品や物品は大学が購入した上でサークルなどに貸与し、大会参加のための大型物品などの輸送経費も補助している。また、大学主催のサークルリーダー研修会を毎年実施しており、平成25年度は13団体25人が参加している。課外活動施設の整備については、通常の維持管理予算のほか、老朽化施設の整備・充実のための予算措置を行い整備しているが、厳しい財政事情の中で対応しきれない部分がある。

平成 22 年度学生生活実態調査において、サークルに加入している回答者のほぼ半数が、課外活動施設に対して「大いに満足」または「満足」と回答している。

学生のボランティア活動支援では、学生ボランティア活動の支援に関する要項を定め、支援が必要と認められた団体には、アドバイザー教員の配置、必要な物品の援助、活動場所の提供、各種セミナー参加経費などの支援を行っている。

自主的な学術研究活動や課外活動において特に顕著な業績を上げた学生個人・団体には、学長による学生表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生に対する福利厚生、就学援助などの施策立案を行うための基礎資料を得ることを目的に学生生活実態調査を4年に1回実施し、家庭状況、住居・通学・食事、収入・支出、アルバイト、課外活動、健康・悩み事、大学生生活、授業などについて調査し、報告書にまとめている。また、学内の7か所に意見箱を設けるほか、各学部などにおいても意見箱の設置や電子メールなどにより学生の意見を受け付けている。

学生生活相談については、指導教員などのほか、各学部・研究科の学生相談室、学務部学生支援課、学生なんでも相談窓口が多様な初期相談を受ける全学的な窓口となっている。ここで、より専門的な支援が必要と判断された場合には、関連の学内センターなどへ引き継いでいる。特に、平成 22 年 10 月に開設した学生支援相談ルームには、専門のカウンセラー（臨床心理士）を置いている。

学生の健康相談については、保健管理センターが、定期健康診断並びに学生の身体面及び精神面での相談に随時応じているほか、メンタルヘルス検診を実施し、ケアが必要な学生への早期相談支援を行っている。なお、保健管理センター、学生支援相談ルーム及び学生なんでも相談窓口では、学生支援・精神保健連絡会議を定期的に開催し、学生のメンタルヘルスや学生相談の情報交換など連携した取組を行うとともに、平成 24 年度に学部などの教職員が学生対応をする場合のハンドブックとして「教職員のための学生対応 Q&A」を作成し、全教員に配布している。

就職などの進路支援について、専任教員を置くキャリアセンターを教育・学生支援機構の下に設置し、常駐のキャリアコンサルタント 4 人による学生の就職・進路相談及び就職未決定者に対する重点的個別相談、年間 70 に及ぶ各種イベントの開催のほか、キャリア意識形成支援に関する教育活動も行っている。また、インターネット環境で利用できる CAN システムを開発し、学生は社会人基礎力診断や、OB・OG への相談を自由に受けることができる。さらに、入学時にキャリア意識形成を支援する「CAN ガイド」、3 年次に就活応援手帳『SAKU』を全学生に配布している。これに加え、『進路・就職に関する学生対応教職員のための Q&A』を作成し、平成 26 年度はじめに全教員に配布している。

各学部・研究科では、キャリアセンターと連携して、独自に就職・進路に関するガイダンスやフォーラムを実施している。これらの取組により、過去 5 年間の全学の就職希望者就職率は順調に増加し、特に、学士課程では平成 25 年度に 97.92% と過去最高を更新している。なお、教育学部以外の学生の教員採用に関する各種ガイダンス・特別講座は、全学教職支援センターが実施している。

ハラスメントの防止・相談については、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を定め、リーフレットを作成するとともに、各学部・研究科に相談員（男女各 1 人）を配置しているほか、全学の学生

支援専門委員会が積極的にその防止、啓発活動と学生相談に当たっている。また、人権問題について啓発及び指導を行うための人権問題委員会を設置している。

留学生の生活支援については、国際センターの留学生アンケートから日常生活の状況などを把握し、国際センター教員7人が留学生の生活指導を担当しているほか、五十嵐・旭町両キャンパスにおいて、国際センター教員による留学生相談室（英語・中国語対応）を開設しており、また、国際課職員や日本人学生ボランティアなども、日本での就職支援を含めた生活支援を行っている。各学部・研究科においても、指導教員とチューターが生活相談に応じている。さらに、国際交流会館を設置し、大学院学生によるレジデント・アシスタント（RA）2人が常駐しており、日常的な留学生への生活支援を行っている。

障害のある学生への支援については、障害者基本法の改正（平成23年度）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定（平成25年度）の理解を深めるために、平成25年9月に外部講師による全学的なFDを開催し、それを受けて、平成26年4月に全学的に専門的な支援を行うため、学生支援センターに障がい学生支援部門を設置し、各学部・研究科などと連携して学生対応を行う体制を整備している。

平成25年度に、学生スタッフを組織して、履修・成績、学生生活、就職、留学生などでありそうな悩みを学生視点から回答する『学生のための学生目線のQ&A』を作成し、学部新入生及び編入生に配布するとともに、全学生が学務情報システムからダウンロードできるようにしている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

各種奨学金、入学料・授業料免除、学生寮（学生寄宿舎）などの学生に対する経済面の支援制度に関する情報は、ウェブサイトや学生便覧などに掲載するとともに、統合型学務情報システムを通じて、学生個人宛に電子メールにより通知している。

学生の経済面の援助として、日本学生支援機構による奨学金制度、地方公共団体及び民間育英奨学事業による奨学金制度を利用している。平成25年度における日本学生支援機構による奨学金貸与者は1,326人（全学生の10.5%）である。独自のものとしては、従来の入学料免除制度、授業料免除制度、寄宿料免除制度に加え、学業成績優秀者奨学金制度、修学支援貸与金制度（ともに平成18年度より実施）、「輝け未来!!新潟大学入学支援奨学金」（平成23年度より実施）、大学院学生を対象とする国際会議研究発表支援等事業などを行っている。特に、東日本大震災などの災害の際には、被災した学生に対しては授業料免除及び寄宿料免除の特別措置を行っているほか、被災した志願者に対して、平成24～26年度入試において入学検定料免除の特別措置を行っている。また、平成24年度から新入生のために施設、教室、窓口の案内や学務情報システムの操作方法の支援業務を行った学生には報酬を支払っている。学部・研究科でも独自の経済的援助を行っている。

当該大学では学生寮（4棟、定員600人）を整備しており、経済的に困窮している学生に対して低廉な寄宿料で提供している。なお、老朽化が著しく、入居率が低迷していた六花寮については、建て替えを行い、平成23年4月から新しい寮として稼働している。

また、留学生専用居室41室（うち家族室1、夫婦室2）を有する国際交流会館を設置するほか、学生寮である五十嵐寮と六花寮に、平成26年5月1日現在それぞれ3人と36人の留学生が入居している。六花寮は、日本人学生と留学生の混住型学生寮をコンセプトとし、双方が生活面で助け合いながら学生生活を送っている。しかし、これらの部屋数に限りがあるため、平成21年度から、五十嵐キャンパスの近くのアパートを借り上げ、国際交流会館に準じた条件で留学生に提供している。平成26年4月現在、114室を

借り上げ、入居率は91.2%である。

海外からの留学生、海外へ留学する日本人学生ともに、留学生交流支援制度を活用した短期受入及び短期派遣を行うとともに、当該大学が受け入れた寄附金による独自の奨学金制度を設けており、平成25年度は留学生延べ14人に対し3,510千円、日本人学生延べ9人に対し2,520千円を支給している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 増築拡充された中央図書館のラーニング・コモンズにおいて、外国語の自主学習をサポートするFL-SALCコーナーでは、「英語学習カウンセリング」「英語・初修外国語チャット」などのさまざまな外国語学習プログラムの人的サポートを行っている。
- キャリアセンターにおける初年次からのキャリア意識形成支援、キャリアコンサルタントによる就職相談などを積極的に行い、就職率を高い水準に保っている。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の状況や学習成果に関するデータ・資料について、文書管理規則及び文書処理細則に基づき、①在籍した学生の履修登録の記録、シラバス及び成績結果は、統合型学務情報システムを用いて大学として蓄積し保存、②卒業論文、修士論文、博士論文など卒業・修了に係る論文などは学部・研究科が収集・蓄積、③在学した学生の試験問題と答案、レポート、講義資料などは、授業担当者が（一部の学部・学科では書庫に）5年間を目処に蓄積し保存している。

大学として教育目標の達成状況を検証・評価するため、教育・学生支援機構を中心に、全学規模で学生による授業評価アンケート、企業関係者及び卒業生へのアンケートを行い、それらの結果を総括的に検討している。

従来より行ってきたこれらの取組に加え、学士課程教育における学習成果の質保証を図るため、人材育成目的に基づき、知識・理解、分野固有の能力、汎用的能力、態度姿勢の4つの目標領域ごとに到達目標が明示された主専攻プログラムを導入し、学習成果の可視化と学習過程をアセスメントするNBASの構築を進めている。前者については、各主専攻プログラムで実施されたプログラム改善の取組とFD活動に関する実施報告書を毎年作成し、各主専攻プログラムの担当教員を構成員とする教育・学生支援調整会議において、各主専攻プログラムにおける自己点検・評価の取組や改善状況などをピアレビューしている。後者については、その主要機能である、主専攻プログラムにおける4つの目標領域ごとの到達目標の到達度を可視化したレーダーチャートと、レポート、作品、卒業研究など学生自らの学びのエビデンスとなりうるデータを蓄積したポートフォリオを用いて、学生と教員は Semesterごとに学習過程及び学習成果を確認している。平成25年度より4主専攻プログラムが、平成26年度より22主専攻プログラムがNBASの運用を開始し、残りの16主専攻プログラムも運用開始に向けて準備を進めている。これにあわせて、各主専攻プログラムの改善を行っている。

各学部・研究科には、教育活動の状況や学習成果を点検・評価するため、学務委員会や自己点検・評価委員会などを置き、卒業論文や卒業論文発表会（研究科においては学位論文と最終試験）、学位授与率、卒業（修了）生の進路などのほか、国家試験の合格状況や、学部・研究科が独自に行う卒業（修了）生や就職先へのアンケートや意見聴取などにより教育目標の最終的な達成状況を検証・評価し、その結果やこれに基づいて検討された改善方策などについて、教授会などで報告しており、必要に応じてFDを開催して議論を深めている。

また、理学部1コース、工学部7コース、農学部2コースが、到達目標を明確にした教育プログラムと

してJABEE認定プログラムに認定されている。JABEE認定に当たって、各コースは、学習・教育到達目標の達成状況や教育の改善状況などについて自己点検書を作成し、これをもとにJABEEによる審査が行われる。JABEE認定プログラムでは、教育の取組状況や学習成果に関するデータ・資料を収集し、自己点検・評価及び改善活動を組織的かつ継続的に行うことにより、教育の質の保証を図っている。

なお、認証評価に向けて、評価センターを中心に、平成23年度より学部・研究科等の現況チェックとして、各学部・研究科などは大学評価基準の基本的な観点に則した自己点検・評価を毎年度実施している。また、大学評価・学位授与機構による認証評価の受審に当たり、教育担当の副学長、各学系教員、学務部職員などから構成される認証評価ワーキンググループを設置し、自己評価書の作成に加え、中長期的な課題を含めた課題を洗い出している。これらの結果の概要は、学長・理事・各部局長などから構成される大学改革・大学評価委員会で報告され、全学的な課題の共有とその改善を促している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取の方法として、全学レベルでは、教育・学生支援機構を中心に、学生による授業評価アンケート、新大キャンパスミーティング（平成25年度は学生及び学長を含む教職員計120人が参加）、意見箱の設置などを実施している。

学士課程における授業評価アンケートは、全学統一形式で実施しており、その結果をウェブサイト公開（学内限定）し、授業科目担当教員にフィードバックして、授業内容、教材などの改善を促している。また、一部の学科又は主専攻プログラムでは、この結果について教育運営や教育課程の検討に関わる会議などで議論され、例えば、①アンケート結果に加え、改善策を学科ウェブサイトに掲載し、教員間での意識の共有化を図る（理学部）、②レーダーチャートを作成し、学期ごとに改善すべき点と対応策を公表する（工学部）、③独自の中間アンケートを加え、その学期内に改善の効果が現れるような取組を行う（農学部）など、教育改善に活用されている。平成21年度と平成25年度の授業評価アンケートを比較すると、ほとんどの科目区分で、授業の理解のしやすさ、学生の参加を促す授業の実施、総合満足度が上昇している。なお、大学院課程では、学部の講義形式を想定した授業評価アンケートによる意見聴取はなじみにくいため、各研究科の現状に即したアンケートなどを行っている。

新大キャンパスミーティング（及びその前身の学生と教職員との対話集会）を契機として、外国語教育、授業評価アンケート結果の学内公開、対応改善のためのSDの開催、図書館の学生目線の利用サービス、施設・設備の改善が挙げられ、順次実施している。

学部・研究科でも、独自の学生アンケート、懇談会などを実施するほか、クラス担任や指導教員などによる意見聴取を行い、その結果は学務委員会や教授会などで報告・議論されている。また、教員の意見やニーズは教授会、各種委員会・会議、FDなどを通じて、職員の意見やニーズは事務協議会やSDなどを通じて、それぞれ聴取し、関係委員会などにおいて改善策を検討している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育・学生支援機構を中心に定期的に（平成18年度以降は3年に1回）実施する全学レベルでの卒業

生・就職先へのアンケート、各学部・研究科が独自に行う卒業（修了）生アンケート及び就職先アンケート、有識者会議や関係機関・団体との懇談会などにより、学外関係者の意見を聴取し、その結果を教育の質の改善・向上に向けた参考資料として利用している。

全学レベルでの卒業生・就職先へのアンケートについて、平成 21 年度調査と平成 24 年度調査の結果を比較すると、大きく変動した事項はほとんどなく、ほぼ同様の傾向が見られる。

他の事項に比べ、外国語の能力に対する評価は卒業生からも就職先からも極端に低い状況にある。これを踏まえ、平成 23 年度に英語教育カリキュラムを、1 年次での授業回数をこれまでの倍となる週 2 回（通年 4 コマ）とし、授業内容も、英語教育の主目標である学術目的の英語の教育により即したものに改革している。加えて、自宅から 24 時間アクセス可能なネットワーク型英語学習システム、英語学習を応援するポータルサイト、中央図書館内の外国語学習支援スペース（FL-SALC）などを整備している。1 年次学生全員を対象として毎年 7 月に実施する TOEIC-IP テストにおいて、平成 23、24、25 年度の平均スコアが前年度比でそれぞれ 4.2、11.9、13.3 ポイント上昇している。また、平成 24 年度より文部科学省の支援を受けて「新潟大学グローバル人材育成推進事業」を実施し、実践英語コースの提供や段階的海外留学の促進を行う取組を開始している。

「計画・立案の能力」や「自ら課題を発見する能力」に対する評価も相対的に低い状況にある。全学的には、NBAS を導入した主専攻プログラムにおいて、学習履歴を蓄積し、これまでの学習成果を振り返りその後の学習計画を主体的に立案するリフレクションデザインを開始している。各学部においても、上記能力を涵養するために、PBL 型授業、アクティブラーニングなどの導入を進めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学則第 46 条及び大学院学則第 23 条において、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施することを定めている。

教育目標を達成するため、教育職員などの教育能力の向上を図ることを目的に、専任教員を置く大学教育機能開発センターを教育・学生支援機構の下に設置している。全学的な教育全般に関わる FD は、大学教育機能開発センターを中心に実施しており、全学 FD、新任教員研修などを継続的に開催している。全学 FD は、全学的な教育課題を考えること、最新の大学教育の動向について情報共有することを主な目的としている。新任教員研修は、新任者全員を対象に、教育方針及び各種ガイドラインなどの周知を図ること、さらに、教育担当新任者を対象に、国際的に大学教員に求められる新しい学習観及び教授・学習法について理解を深めることを目的としている。特に、新任教員研修などにおいて、講演形式だけではなくワークショップ形式の FD も導入されている。

全学レベルでは、平成 17 年度より、学習者中心にシフトした教育・学習改革に関わるプロジェクトを支援し、教育改善を奨励することを目的に、学内公募による授業改善プロジェクトを実施している。1 件 30 万円程度で毎年 5 件程度を採択している。採択されたプロジェクトは全学 FD 「学習・教育研究フォーラム」で報告することとなっている。また、学生及び教員の推薦と学生の授業評価アンケートの結果に基づく学長教育賞を設け、学長教育賞授賞式における受賞者による講演を当該フォーラムの一環として毎年行っている。受賞した教員の授業は、学部や学科 FD の授業観察、新任教員研修の参加者などに公開、利用されている。大学教育機能開発センターでは、これらの取組などを、ウェブサイトに掲載したり報告書

を定期的に発行したりすることを通じて、良い授業実践の奨励及び授業改善の取組事例の共有を推進している。

学部・研究科ごとの課題に関わるFDは、各学部・研究科のFD委員会、教務委員会などを中心に実施し、教員個人のレベル、学部・学科などのレベルの各レベルにおいて、教育目標の実現を目指して実質的な教育の質の向上や授業改善を目的とした議論が行われている。特に、最近の学部FDでは、NBASの導入に関連するテーマが多く扱われ、到達目標の見直しやカリキュラムマップの作成などの具体的な成果を上げている。また、法学部、工学部と農学部の一部学科では、教員による授業参観を相互に行い、教育内容・方法について検討し、授業改善を進めており、授業評価アンケートでも総合的な満足度などが上昇している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者である技術職員に関しては、平成 22 年度より全員一斉型による研修方法を改め、全学的に基本研修、講演会、技術発表会の集団研修と、対象受講科目から選択する e-learning、放送大学などの個人研修を実施している。また、教育支援者の中で機器の保守などに関わる者については、随時研修や関連セミナーへの参加を促している。

TAに関して、平成 18 年度より、TA研修検討委員会において学内外のTA研修実施状況を調査研究し、それに基づいて作成したガイドラインである「TAの指導と効果的な活用について」をもとに、各研究科などにおいてTA研修を実施し、TAの役割・仕事、TAとして留意すべきこと、問題の予防策と解決法などについて周知を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学FD「学習・教育研究フォーラム」の一環として、学内公募により採択された授業改善プロジェクトの報告及び学長教育賞の受賞者による講演を実施するとともに、ワークショップ形式を取り入れた新任教員の研修会を開催し、法学部、工学部と農学部の一部学科では教員による授業参観を相互に行い、教育内容・方法について検討するなど、全学的なFDの充実により組織的に授業改善を推進している。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産120,507,055千円、流動資産15,565,222千円であり、資産合計136,072,278千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書などの資産を有している。

負債については、固定負債47,025,667千円、流動負債15,186,053千円であり、負債合計62,211,721千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金10,508,960千円及び長期借入金20,631,193千円の用途は附属病院の再開発に伴う施設・設備の整備などであり、附属病院収入から返済している。

その他の負債については、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入などの外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、当該大学の財務委員会で検討の後、経営協議会の議を経て、役員会が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用53,055,068千円、経常収益52,847,856千円、経常損失207,212千円、当期総損失405,381千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金937,338千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学内各組織からのヒアリングを実施するとともに、決算における財務分析を踏まえ、経常的な経費の見直しを随時行っている。

特に、平成25年度予算編成に向けては、「平成25年度以降の予算の在り方について（審議のまとめ）」と、同提言を踏まえた「平成25年度予算編成に向けた予算要求基準」を策定し、各経費の効率化による一定規模の減額及び個別事業経費の重点的な見直しを実施している。

また、学長のリーダーシップの下、戦略的かつ機動的に事業を実施するため予算化している学長裁量経費については、随時その区分を見直しつつ、積極的な取組を支援している。

教育研究活動に必要な施設・設備の整備については、キャンパスマスタープランを策定し、計画的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法などの関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営協議会及び役員会の議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、各年度に定める計画が策定され、学内全組織を対象として、業務監査と会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室が内部監査規程に基づき、全学の会計業務に対し、定期的な監査を実施している。また、競争的資金内部監査要項に基づき、科学研究費補助金など公募型の研究費などについても通常監査及び特別監査を行っている。

また、監事、理事、会計監査人、内部監査担当部署からなる四者協議会を年2回開催し、監査計画、実施状況及び結果などについて協議するほか、監査上のリスクを報告し、内部統制の状況について、問題点を共有し、改善策の検討・提案を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

法人の重要事項の審議及び基本方針を決定する管理運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置するとともに、学長のリーダーシップの下で機動的・戦略的な大学運営を行うため、戦略的施策の企画立案を行う企画戦略本部を設置している。

管理運営に関わる事務組織については、平成24年度に再編し、事務局に6部20課、教育研究院制度に基づく学系を中心とした運営を円滑に進めるため、3学系事務部4課7事務室、医歯学総合病院事務部4課、監査室を設置し、事務組織規程に基づく所掌事務を行っている。情報の共有化と円滑かつ迅速な管理運営を図るため、事務職員も大学の管理運営に関する委員会に委員として参画している。また、各学系事務部は、各学系、学部、研究科の管理運営及び教育研究を支援している。

危機管理体制については、環境保全に関する方策を講じ、危機事態の発生を予防するとともに、危機発生後に迅速に対処することを目的に、危機管理を所掌する危機管理室と学内の環境保全を所掌する環境安全推進室の2室体制による危機管理本部を平成22年10月に設置している。

危機管理室では、多種多様な危機管理に万全を期すため、五十嵐キャンパス及び旭町キャンパスにそれぞれ専任教員を配置している。また、危機発生時における基本方針を定めた危機管理計画を踏まえ、「危機管理マニュアル（地震・津波対応編）」を策定している。さらに、災害時に必要な物資の備蓄機能とあわせて災害対応拠点としてのスペースを有する危機管理センターを平成26年4月に開所している。

環境安全推進室では、環境安全教育講習会を実施するなど、毒劇物など薬品の適正な管理についての啓発及び薬品管理システム使用説明会を実施し、薬品管理システムの普及拡大を図っている。

研究活動の不正防止については、新潟大学の科学者行動規範・科学者の行動指針、新潟大学の研究費等の管理・運営に関する基本方針及び新潟大学における研究費等の不正使用防止計画を定め、ウェブサイトで公表している。また、新規採用（異動含む）の教職員全員に『会計ハンドブック』及び『教職員ルールブック』を配布し、研究費などの不正使用防止の周知を図っている。

研究を推進するにあたり、法律などに基づきそれぞれ規定を設け、これらを遵守して各種実験を行っている。また、人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為を行う場合には、医学部倫理委員会において審査を行っている。

コンプライアンス推進のため、新入生セミナー「情報システム利用の心得」、研修医オリエンテーション、新採用看護職員オリエンテーション、新採用職員研修プログラム、新任教職員研修、科研費説明会、個人情報保護に関する教育研修会などにおいて説明の機会を設け、周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、意見箱の設置、学生と教職員が参加する新大キャンパスミーティングの開催などにより、広く意見・要望などを把握するほか、4年ごとに学生生活実態調査を行い、福利厚生、修学援助、授業・研究環境、課外活動などの施策立案及び改善の資料としている。このうち、平成24年度の新大キャン

パスミーティングでは、事前に学生からの意見やニーズを集め、それに基づいて学長を交えてディスカッションを行っている。学生の意見聴取によって明らかになった課題のうち、学士課程教育全体に関わる課題に関しては、教育・学生支援機構委員会、学部特有の課題に関しては学務委員会において自己点検・評価の課題として報告し、トイレ、空調設備などの改善、事務窓口の対応や学務情報システムの適正化などを含め、改善のための方策を検討・実行している。

教員の意見やニーズは、教授会、学系教授会議、全学委員会、教育研究評議会などを通じて管理運営に反映させている。例えば、教育研究評議会、全学会議などにおける会議資料の事前確認や教職員による会議資料の閲覧を可能にしてほしいという意見を受け、平成25年度に会議資料の電子化及び会議のタブレット端末による閲覧方式への移行を行い、会議当日における議論の深化及び会議運営の効率化に加え、大学での意思決定に関する情報共有を図っている。

事務職員については、事務協議会を通じて意見やニーズを把握している。平成25年6月に業務改善実情調査を実施し、同年7月の事務協議会において、優先的に改善を検討する事項33件を選定している。改善検討事項ごとに、改善方針、改善策の検討状況・実施状況を改善のためのフォローアップシートに記録し、学内事務系グループウェア上に公開することにより、全学での情報共有を図っている。なお、平成25年度内に24件について改善が実施されている。

また、経営協議会には外部有識者8人が委員として参加し、役員会には民間企業出身の監事がオブザーバーとして加わり、管理運営に関わる意見などを得ている。

その他にも、新潟県高等学校長協会と新潟大学との「高大接続」に関する協議会、新潟大学全学同窓会、東京事務所後援会東京イノベーションクラブなどを活用し、大学に対する期待や人材育成に対する意見の把握に努めている。さらに、全学的にも企業へのアンケートを定期的に行い、今後大学に求められるものについて調査している。

各学部・研究科などでも、独自に有識者会議、各種シンポジウムなどを開催して、ニーズの把握を行っている。例えば、小中高生向け授業への大学生の参加、地域活動への人材供給、新潟大学ならではの公開講座テーマの設定などのニーズがあり、これらの社会貢献活動の活性化を図っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法及び基本規則に基づき、常勤1人、非常勤1人の監事が置かれ、業務全般と会計の監査を行うとともに、役員会、経営協議会、教育研究協議会、全学の委員会に出席し、意見を述べることができる体制をとっている。また、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、必要に応じて助言と指導を行っている。

監事は、定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施しており、監査方法は中期計画に基づく年度計画の達成状況の把握を含めて書面監査及び実地監査を実施し、監査結果を公表している。監事監査に当たっては、監査室を設置して業務を補助するほか、四者協議会（経営者（理事）、監事、内部監査担当部署（監査室と財務部）及び会計監査人により構成）を設置して意見交換を行い、監査機能の連携体制を構築している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質の向上を図るために、毎年度事務系職員研修計画を策定し、これに基づき、独自に実施する新採用職員研修プログラム、民間派遣研修など（14事業）に加え、新潟県内国立大学法人など5機関による合同研修として中堅職員研修、係長研修などを実施しているほか、広く新潟県内国公立大学職員も参加し実施するスキルアップセミナーなど計6事業を行っている。また、文部科学省、国立大学協会、人事院など外部機関の研修を積極的に活用しており、平成25年度は上記を含めて延べ566人が受講している。

加えて、教員も含めた新潟大学及び東海大学就職情報・就職相談研修会、財務会計研修会、新潟大学事務職員意見交換会など、SD事業を企画して参加を促すほか、国際感覚の涵養のために若手事務職員海外派遣事業、英会話研修なども行っている。なお、事務職員の使命と求められる人材像をもとに、平成20年度から事務職員の個人評価を実施し、評価結果を勤勉手当の成績率決定の重要な参考資料としている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則第2条及び大学院学則第3条に、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。

全学的な観点から行う自己点検・評価をはじめ第三者評価などについて協議するため、大学改革・大学評価委員会を置いている。また、全学的な点検・評価活動を支援することを目的として、企画戦略本部に専任教員を置く評価センターを設置している。

新潟大学における点検・評価に関する基本方針を定めるとともに、学内各組織における自己点検・評価を確実に遂行するべく、平成22年度に自己点検・評価実施要領を策定している。同要領に基づき、各組織においては、自己点検・評価委員会、学務委員会などを活用して、国立大学法人評価に対応する各年度における計画の実施状況報告（年度中間と年度末）や、機関別認証評価に対応する学部・研究科等の現況チェック（年1回）を通じた自己点検・評価活動を行うとともに、組織が独自に行う自己点検・評価活動を展開している。なお、各組織からの報告に際して、根拠資料やデータの記載を求めているが、すべてが適切な根拠資料などを示しているとは限らないことから、評価センターでは、平成24年度より評価担当者研修を開催し、自己点検・評価における観点やデータ・資料の重要性などに関する説明及び実例を用いた実践演習を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

活動の状況については、自己点検・評価により、各事業年度の業務の実績に関する報告書や中期目標の達成状況報告書として取りまとめ、外部委員を含む経営協議会において審議が行われた上で、国立大学法人評価委員会又は大学評価・学位授与機構に提出し、評価を受けている。また、平成19年度に大学評価・学位授与機構を評価機関として大学機関別認証評価を受審し、当該大学は、「大学評価・学位授与機構が定

める大学評価基準を満たしている」と評価されている。専門職大学院については、技術経営研究科は平成22年度に大学基準協会を評価機関として、実務法学研究科は平成24年度に大学評価・学位授与機構を評価機関として、それぞれ認証評価を受審し、適合判定を受けている。これらの評価結果はウェブページに公表している。

平成26年度には大学評価・学位授与機構を評価機関として大学機関別認証評価を受審している。認証評価に向けて作成された自己評価書において、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点などが的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。

理学部、工学部、農学部の一部の教育プログラムで、JABEEによる審査が行われているほか、医学部医学科では、平成25年度に日本で初となる世界医学教育連盟グローバルスタンダード2012年版準拠・医学教育分野別評価基準日本版に基づく医学教育分野別認証の外部評価トライアルを受審している。また、人文学部、医学部医学科、歯学部、工学部、自然科学研究科、脳研究所においては、独自に外部評価を実施している。

また、第2期中期計画「研究論文等による国際的な評価と、科学研究費採択状況等による国内的な評価を併せた評価指標を用いて、各専門研究分野の特質に応じた研究評価基準を設定し、個人及び組織に対して、外部評価を中心とした研究活動の評価を実施する。」に従い、各学系において専門研究分野の特質に応じた研究評価基準の設定を完了するとともに、平成26年3月に自然科学系、平成26年度に医歯学系の外部評価をそれぞれ実施し、平成27年度に人文社会・教育科学系、脳研究所などの外部評価をそれぞれ実施する予定である。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

全学的な観点から行った自己点検・評価、国立大学法人評価及び認証評価の結果をはじめ、そこで明らかになった問題点などについては、大学改革・大学評価委員会において報告し、改善策について協議するとともに、各組織へフィードバックし、関係委員会などと連携して改善を行っている。

平成19年度に受審した機関別認証評価において指摘された「大学院の一部の研究科等においては、入学定員超過率が高い」については、入学者選抜において、入学定員を大幅に超えないように入学者を受け入れるように徹底し、現在は入学定員を大幅に超過する研究科などはない。また、「蔵書が収容可能冊数を超えており、図書資料の利用上の障害となっている」については、平成23、24年度に実施された図書館の増改修に伴い、50万冊収容可能な自動化書庫を設置し、蔵書の収容可能冊数を増加している。

その他、学部・研究科等の現況チェックによる各組織の自己評価結果から明らかになった課題などについて、例えば、入学者選抜方針の見直し、単位の実質化に向けた組織的な取組や適切なシラバスの作成、学位論文に係る評価基準の明文化、データに基づいた学習成果の分析の推進などが行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学教育のグローバル化に対応して、医学部医学科では、国際基準に基づく医学教育分野別認証の外部評価トライアルを日本で最初に受審している。
- 認証評価に向けて作成された自己評価書において、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点などが的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。

| |
|-----------------------|
| 基準 10 教育情報等の公表 |
|-----------------------|

| |
|-------------------------------------------------------|
| 10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。 |
|-------------------------------------------------------|

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

教育研究の理念・目標及び当該大学の目的並びに学部・研究科など各教育単位の教育理念・目標を、ウェブサイトにより公表するとともに、大学概要、大学案内、学部・大学院案内などの印刷刊行物に記載し、各種説明会などでの配布を通じて公表している。また、当該大学及び大学院の目的が定められている学則及び大学院学則は、新潟大学規則集により学内外から閲覧できる。

大学構成員に対しては、当該大学の目的などが記載されている学生便覧を全学生の入学時に配布するとともに、新入生ガイダンスにおいて説明を行っている。また、毎年度全教員にも配布し、周知を図っている。

さらに、新任教職員に対しては、新任教職員研修等の場で学長から、当該大学の理念・目標が説明され、各理事、副学長からもそれぞれの所管事項に関わる解説を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

| |
|-----------------------------------------------------|
| 10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。 |
|-----------------------------------------------------|

入学者受入方針を、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項、各学部案内などに記載し、広く社会に公表し、周知を図っている。例えば、ウェブサイトの入試関連ページは毎年度 50 万件を超えるアクセスがあるほか、平成 25 年度は「大学案内 2014」を 48,000 部、「平成 26 年度学生募集要項」を 22,000 部印刷している。また、オープンキャンパス、全国高等学校訪問（教職員が全国の高等学校を訪問する事業）、アドミッションフォーラム（高等学校教員招聘事業）、進学説明会（平成 25 年度は、秋田・山形・福島・栃木・群馬・東京・長野・富山の 8 都県で開催）においても、高校生及びその保護者、高等学校教員などに入学者受入方針を説明し、周知を図っている。

学士課程における主専攻プログラム、副専攻プログラムへの理解を得るため、それぞれの到達目標や教育課程の方針などをウェブサイト及び冊子により広く公表している。各学部・研究科においては、学生便覧などに教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を記載し、ガイダンスでこれに基づき説明することで学生への周知を図っている。また、一部の学部・研究科では、学部・研究科独自のウェブサイトに学生便覧などを掲載し、学内外から閲覧できるようにしている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学則第3条及び大学院学則第4条に、教育研究などの状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表することを定めている。

平成23年4月の学校教育法施行規則等の一部改正に関連する情報公開の促進に係る対応として、新潟大学における教育関連情報に係る公表方針を策定し、既に発信している教育関連情報を見やすく整理し、ウェブサイトで公表している。現在、学校教育法施行規則第172条の2で公表することが定められている各教員が有する学位及び業績、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関連して、研究者総覧やシラバスの記載内容の充実に向けた取組を進めている。

全学の自己点検・評価として行われる各中期計画及び年度計画に係る各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（この一部が国立大学法人評価委員会に提出される）及び国立大学法人評価委員会による評価結果、認証評価の自己評価書及び評価結果について、ウェブサイトに公開している。財務諸表などからなる各事業年度決算書は、財務情報としてウェブサイトに公開している。

このほか、積極的な情報発信を進めており、コンテンツの見やすさと情報へのスムーズなアクセスを追求したウェブサイトへの改善、地域の方々へ教育研究活動を広く発信するためのイベントである新潟大学Week、新潟県外出身の在学生の保護者への情報発信である新潟大学フェア、入学者受入方針や特色のある教育・学生支援などの取組を紹介する全国高等学校訪問やアドミッションフォーラムを実施し、ウェブサイトへのアクセス数の増加、各種イベントへの参加者の増加がみられる。

平成24年度には、同窓生や高等学校などに向けて大学の現在の情報を伝えることを目的として季刊広報誌『六花』を発行し、平成25年度は第4～7号を約31,100部配布している。また、報道機関にイベントなどの告知と取材を促す『Monthly Report』を作成し、平成24年4月から情報提供を開始している。

また、全学及び6学部・3研究科では英語などの外国語によるウェブサイトを開設し、教育研究活動などの情報を英語などにて発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 新潟大学

(2) 所在地 新潟県新潟市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部，教育学部，法学部，経済学部，
理学部，医学部，歯学部，工学部，農学部

研究科：教育学研究科，現代社会文化研究科，自然
科学研究科，保健学研究科，医歯学総合研究
科，技術経営研究科，実務法学研究科

別科：養護教諭特別別科

教育研究院：人文社会・教育科学系，自然科学系，
医歯学系

附置研究所：脳研究所，災害・復興科学研究所

機構：教育・学生支援機構（入学センター，教育
支援センター，学生支援センター，キャリアセ
ンター，大学教育機能開発センター，全学教職
支援センター），研究推進機構（研究プロジェ
クト推進センター，基盤研究推進センター，ア
イソトープ総合センター，機器分析センター，
旭町地区放射性同位元素共同利用施設，朱鷺・
自然再生学研究センター，超域大学院），産学
地域連携推進機構（産学地域連携推進センター，
知的財産創成センター，産学地域人材育成セン
ター），学術情報基盤機構（附属図書館，情報
基盤センター，旭町学術資料展示館）

本部：企画戦略本部（評価センター，広報センタ
ー，東京事務所，男女共同参画推進室，プロジ
ェクト推進室，若手研究者育成推進室，駅南キ
ャンパス室，国際戦略企画室），危機管理本部
（危機管理室，環境安全推進室），保健管理本
部（保健管理センター）

関連施設：医歯学総合病院，教育学部附属幼稚園，
教育学部附属新潟小学校，教育学部附属長岡小
学校，教育学部附属新潟中学校，教育学部附属
長岡中学校，教育学部附属特別支援学校

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部10,372人，大学院2,155人，
養護教諭特別別科46人

専任教員数：1,110人（附属学校教諭を除く。）

助手数：6人

2 特徴

本学は，長い歴史と豊かな伝統をもち，その前身は約
140年前にさかのぼることができる。昭和24年5月に新
制国立大学として発足して以来，環日本海地域における
学術の中心としての役割を果たしてきた。より良い教育
と研究を目指して，施設と組織の充実を図ってきた結果，
今日では，9学部，5大学院研究科，2専門職大学院，
2研究所，医歯学総合病院等を有し，約13,000人の学生
と約2,900人の教職員を擁する大規模総合大学として発
展してきている。

平成16年4月，国立大学法人新潟大学として新たなス
タートを切った本学は「自律と創生を全学の理念とし，
教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献す
る」ことを掲げ，教育・研究・社会貢献活動の高度化・
活性化を推進し，新しい大学づくりに取り組んでいる。

教育においては，専門分野だけでなく広い視野と均整
の取れた知識の修得にも努め，学生に現代社会を生き抜
く確固たる実力を身につけさせることを目指している。
特に，学士課程教育において，学位の質を保証し，学生
が確かな学習成果を得るための「主専攻プログラム」と，
特定の課題あるいは分野の学習成果を認証する「副専攻
プログラム」を全国に先駆けて導入するなど，総合大学
の教育資源を十二分に活かした自発的・発展的学習の機
会を学生に提供している。

研究においては，伝統的な専門分野における研究を一
層深化させるとともに，積極的に分野を超え，あるいは
異分野融合型の未来を見据えた新分野の研究を推進して
いる。このため，分野横断型先端領域での研究拠点形成
を促進する「超域大学院」や「コア・ステーション」制
度を導入して，数多くの独創的で特色ある研究成果を世
界に発信している。

社会貢献活動においては，生涯学習支援，産学連携，
国際交流，医療活動等を通じて，地域社会や国際社会の
発展に貢献している。特に，平成23年3月に発生した東
日本大震災の復旧・復興支援に対しては，災害・復興科
学研究所が中心となり，全学的に取り組んでいる。
本学が所在する新潟市は，豊かな自然に恵まれており，
学生たちが落ち着いて学生生活を送る環境にある。未来
に夢を抱き，伸び伸びと学問に打ち込むことができる大
学に向けて，一層の環境整備に努めているところである。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的

新潟大学は、教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

2 大学院の目的

新潟大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

3 第二期中期目標期間（平成22～27年度）における大学の基本的な目標

新潟大学は、高志（こし）の大地に育まれた敬虔質実の伝統と世界に開かれた海港都市の進取の精神にもとづいて、自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて、地域や世界の着実な発展に貢献することを、全学の目的とする。

この目的を実現するために、新潟大学は、人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系の全般にわたる大規模総合大学として、社会の文化・倫理の向上と、自然的・社会的環境の保全に全力を尽くす。また、日本海側で唯一の政令指定都市・新潟という、中国、韓国、極東ロシア、モンゴルなどの東アジア地域を目前に据えた地域に生きる大規模総合大学であり、そのロケーションを強く意識しながら、教育と研究及び社会貢献を通じて、世界と日本の平和と発展に寄与する。

新潟大学は、世界トップレベルの、卓越した、特色のある研究と教育の拠点を構築し、その総合力を生かして、全国の最先端に行く主専攻プログラムを中心とする特色ある学士課程教育により、総合的な教養教育と専門教育の融合を行い、幅広い職業人を養成する。このような総合的な教育の上に、大学院において時代の要求に即応することのできる、より進んだ学際的な教育と研究を行い、高度の専門的職業人を養成する。

このような教育と研究の成果を地域に還元するために、新潟県や新潟市、多くの地場産業との産学官連携事業を行い、地域の発展に寄与し、地域の生涯教育にも力を尽くし、子どもたちの理数離れにも対応する地域活動を行う。また、医歯学総合病院は、医療専門人の養成や先進的医療技術の開発を行い、地域の中核的な病院として、地域住民の安心・安全の最後の砦となる。

4 学部・研究科等ごとの目的

（学士課程）

人文学部：人間とその文化に関する多角的・総合的な研究に基づき、広い視野と深い教養、高い倫理性を備え、現代社会の多様な課題に対応できる人材を育成することを目的とする。

教育学部：学校教育、学習社会・生涯学習、生活科学、健康科学・スポーツ科学、芸術等に関する研究を基盤として、その専門的な理論及び技術・技能を身につけ、広く生涯学習社会における諸課題に即応できる実践的能力を備えた教育的指導者の養成を目的とする。

法学部：企業法務、行政法務及び国際法政に関する研究を基盤として、リーガル・マインドとともにリーガル・リテラシーを身につけ、新しい社会状況のなかで必然化する法治社会において、国際化、情報化、地域化に対応できる総合能力を持った人材の養成を目的とする。

経済学部：経済学又は経営学に関する研究に基づき、基礎的な専門知識と深い教養を備え、課題探求能力と総合的判断力及び国際性、社会性を身につけた人材を育成することを目的とする。

理学部：数学と自然科学の基礎研究に基づき、基礎的な専門知識と深い教養を備え、課題探求能力と総合的判断力及び国際性、社会性を身につけた人材を育成することを目的とする。

医学部：学術の研究と真理の探究及び高度な教養を備えた良識ある社会人の育成を基本に、医学・医療に対する多様な社会的要請に応えることのできる優れた専門的能力を有し、わが国及び世界の医学・医療に貢献できる人材を育成することを目的とする。

歯学部：国民の健康・福祉に寄与する口腔科学・保健・福祉に関する研究を基盤として、基礎的な専門知識と深い教養を備え、問題解決能力の育成及び倫理観の育成を通じて、創造性並びに感性豊かで社会に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

工学部：工学に関する教育研究を通じて基礎的な専門知識と教養を習得させ、自然・社会に対する倫理的な判断能力、基礎理論・技術を理解する能力、課題を発見し解決する能力、コミュニケーション能力をもち、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

農学部：地球規模又は地域における食料・環境・資源に関する諸課題を解決するため、持続的な食料生産、生物機能の開発と応用、生産環境や生態系の保全と再生、生物資源の遺伝的改良及び利用・流通・加工、農業・農村の高度情報化、農山村の地域振興等に関する研究等を基盤として、科学的思考力と技術的応用力を身につけ、高い問題解決能力と倫理観を兼ね備えた、有能で社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(大学院課程)

修士課程：広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

博士課程：専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

専門職学位課程：高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

教育学研究科：教育学、教育心理学、教科内容及び教科教育法等の理論及びその応用を教授研究し、学校教育の諸問題を解決できる深い学識及び卓越した能力を養うことを目的とする。

現代社会文化研究科：人間と人間、人間と自然が共生できる社会と文化の構築に向けて、高度な専門的知識と学際的素養を備え、博士前期課程では自ら課題を発見し探求する能力を有した人材、博士後期課程では自ら課題を設定し解決する能力を有した人材の育成を目的とする。

自然科学研究科：理学・工学・農学の分野の総合型の区分制大学院として5年一貫の教育を重視し、優れた研究能力と幅広い視野をもった創造性豊かな人材を養成することを目的とする。

保健学研究科：幅広い知識と高度の技術の教授、独創性・専門性の高い研究指導を通して、保健・医療機関で活躍できる高度医療専門職者、および、主体的な研究能力を有し、教育研究者への第一歩を踏み出す人材を育成することを目的とする。

医歯学総合研究科：先端生命科学を担う研究者、疾病の診断・治療に役立つ探索型医療研究者及び高度医療・保健指導を担当できる専門職業人を養成することを目的とする。

技術経営研究科：経営品質を継続的かつ革新的に向上しうる能力とスキルを有する高度専門職業人を育成することを目的とする。

実務法学研究科：21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質を備えた、高度専門職業人としての法曹（弁護士・検察官・裁判官など）を養成することを目的とする。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_niigata_d201503.pdf